

# 自己点検・評価報告書

令和4(2022)年5月

四日市看護医療大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学生	18
基準 3 教育課程	37
基準 4 教員・職員	51
基準 5 経営・管理と財務	60
基準 6 内部質保証	69
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	74
基準 A 地域社会への貢献	74
四日市市との公私協力体制の整備	74
看護職人材育成・生涯学習の拠点	75
人的資源の提供	76
V. 特記事項	82

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 四日市看護医療大学の建学の精神

#### 四日市看護医療大学の建学の精神

「人間たれ」

四日市看護医療大学は、学校法人暁学園の一員として、学園綱領である「人間たれ」の精神のもと、平成 19（2007）年 4 月に開学した。

本学の設置母体である暁学園は、第二次世界大戦終結直後、宗村佐信初代理事長が「民主的平和国家としての日本の再建は先ず教育の振興が急務である」との強い信念のもと、『・・・真ナル意味ニ於ケル民主主義ノ理解徹底並ニ文化国家日本ノ新生ハ現下ノ日本国民ノ教育水準ノ一段ノ向上ガ絶対ノ要件デアリ、就中女性ノ豊ナル教養ニ俟ツベキモノ多シ、別ケテモ過去ノ封建的残滓ヲ払拭シ民主的平和国家建設ノ為ニハ女性ノ社会的地位ヲ向上セシムルヲ要シ、之ガ地位向上ヲ実現センガタメニ女性ノ教育ヲ振興シテ教養ノ水準ヲ一段ト向上セシメザルベカラズ。・・・今、三重県下ヲ顧ルトキ未ダ一個ノ女子専門教育機関存セズ』（昭和 21（1946）年 3 月 20 日 暁学園設立の趣意書より抜粋）との思いから、当時の四日市市長吉田勝太郎氏らと計らい、昭和 21（1946）年財団法人暁学園として、暁女子専門学校（のちに暁学園短期大学へ改組、さらに四日市大学短期大学部へ校名変更）及び暁幼稚園を設立したことに始まる。

戦後の新しい教育体制に基づき、昭和 23（1948）年に暁小学校、暁中学校を、翌 24（1949）年には暁高等学校（全日制・定時制）を設立し、昭和 25（1950）年には短期大学制度の発足にともない、それまでの暁女子専門学校を暁学園短期大学に改組し、創設数年にして総合学園の基盤を確立した。さらに、昭和 63（1988）年には「この地に高等教育機関を」との地域社会の強い要望の中、四日市市の要請を受け、公私協力型大学の先駆的存在として四日市大学を開学し、ここに幼稚園から大学までを擁する総合学園としての一貫教育体制を構築することとなった。平成 19（2007）年には同じく四日市市の要請のもと、産業都市四日市の地域特性を見据えた、「産業看護を通して地域への貢献」を目指して、四日市看護医療大学を開学、平成 23（2011）年には同大学院看護学研究科を開設、さらに令和 2 年（2020 年）には臨床検査学科を開設し、進化を続けている。

した。

建学の精神である「人間たれ」は、暁学園が幼稚園から小学校、中学校、高等学校、短期大学までの校種を設立し、総合学園としての体制をようやく整えた昭和 25（1950）年に設置された「学園綱領制作委員会（委員長 五嶋孝吉暁学園短期大学初代学長）により検討され、学園創立者宗村佐信のもと学園綱領として決定されたものである。これについて、制定当時の五嶋孝吉学長は次のように述べている。

『「人間たれ」という我が暁学園の綱領は、世の移り変わりがどのように激しくても、人

間教育のアルファであり、オメガであるものとわたしは確信している。その意味するところは、広く深い、『愛は最高なり』ということと相通ずるものである。抜群の才能を持ち、正義の人であっても愛がなかったら、すべては空しいことである。どのように科学が発達しても、また秩序整然たる社会が作られても、愛がなかったら空虚で不気味であろう。勝者の権力も敗者の愛情に遠く及ばない。私達は『人間たれ』の建学の精神を中核とした学園生活を送り、心豊かな人間像に一步でも近づくよう精進したい。」  
このように「人間たれ」とは「愛」ある心豊かな人間の形成を目指すものであり、人を愛し、学問を愛し、美を愛する人間を育てるということである。本学も暁学園の一員として、学園綱領「人間たれ」を建学の精神とするものである。

## 2. 四日市看護医療大学の基本理念

### 四日市看護医療大学の基本理念

「人間重視を根幹とした教育研究の実践」

「高度な知識・技術の教授と研究」

「地域社会への積極的な貢献」

本学は、4年制看護系大学の設置を熱望してきた四日市市と長年にわたり地元で私学教育に携わってきた暁学園（昭和21（1946）年設立）との公私協力方式により設置された。四日市看護医療大学の基本的な教育研究理念は、四日市市との意思疎通の中で形成されたものであり、「教育研究上の目的」として次の通り示されている。

#### 人間重視を根幹とした教育研究の実践

人間を対象とした学問領域であることから、人間愛、倫理観に基づく「人間重視」の考え方を常に基本とし、人間の本質を問い、一人の人間から社会全体までを対象に、安全で快適な暮らしを創造できる保健師・助産師・看護師・臨床検査技師を育成する。

#### 高度な知識・技術の教授と研究

人間への理解、尊重そして洞察力に加え、確かな看護医療知識・技術を持ち、保健・医療・福祉現場での状況に応じた判断能力、管理能力と、他の保健医療専門職とのチームワーク、コーディネート能力を有する保健師・助産師・看護師・臨床検査技師を育成する。また、本学の特色である産業看護に関する教育ならびに研究の充実を図る。

#### 地域社会への積極的な貢献

本学が公私協力方式により設立されることを踏まえ、時代の要請に柔軟に対応しながら市民からの負託に応えるべく積極的に地域貢献を行い、地域社会に対し質の高い教育と研究の成果を提供する。産業都市である四日市市への貢献として、産業看護の教育にも力点をおく。

四日市看護医療大学は、設立母体である暁学園の学園綱領「人間たれ」を教育研究活

動の根幹としその具現化に努め、高度で最先端の看護専門学芸を教授・研究するとともに、公私協力方式で設立された大学として地域社会に積極的に貢献していく。

### 3. 四日市看護医療大学の使命・目的

#### 大学の使命・目的

教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする。

#### 大学院の使命・目的

看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

四日市看護医療大学は、学校法人暁学園と四日市市、市立四日市病院の公私協力方式により設置され、地域における看護医療人材の安定的な確保とその資質向上、地域社会の要請に応えられる確かな専門性と豊かな人間性を兼ね備えた資質の高い保健師・助産師・看護師・臨床検査技師を養成するとともに、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことを目的とする。

したがって、建学の精神及び大学の基本理念を基盤としながら、大学においては「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」（四日市看護医療大学学則第1条）と定めている。

また、大学院看護学研究科においては「看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」（大学院学則第1条）と定めている。

大学において養成を目指す人材として以下の7つの人材像を掲げ、教育目標としている。

- ・ 人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材
- ・ 医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材
- ・ 人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材
- ・ 安全で的確な実践力を有する人材
- ・ 的確な判断と問題解決能力を備えた人材
- ・ 課題探求・自己研鑽能力を備えた人材
- ・ 産業看護の知識・技術を持った人材

また、大学院において養成を目指す人材として以下の5つの人材像を掲げ、教育目標としている。

- ・広い視野と柔軟な思考力・想像力をもち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教育・研究能力を有する人材
- ・進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材
- ・急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材
- ・人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者
- ・産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要なが高まっている産業看護の専門的知識を有する人材

#### 4. 四日市看護医療大学の個性・特色

**四日市看護医療大学の個性・特色**  
「地域社会への貢献」

四日市市との公私協力方式により設置された大学であるという性格から「地域の生涯学習機会の拠点」及び「社会貢献機能」という2つの機能にも大きな比重を置き、大学の個性・特色の一つとしている。本学の設置にあたっては、特に大学の地域開放を推進し、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことが期待された。地域社会からの大学利用の要望として、共同研究、施設の利用、公開講座、講演会、出張講義、看護医療職への継続教育、地域住民に対する健康教育等の開催などが挙げられるが、本学はこのような需要に対応しつつ、地域に開かれた大学として生涯学習の拠点の役割を担っている。

さらに、三重県内外の他の大学や研究機関、医療機関、自治体、NPO、企業、高等学校、地域住民に至る幅広い人々と連携・協働し、共同研究や情報の提供、生涯学習の機会と場の提供を行い、看護・医療技術、健康意識の高揚等のため積極的に地域社会への貢献活動に取り組むことにより、本学の社会的使命を果たしている。

また、本学の位置する四日市市及びその周辺地域は、中京工業地帯の中にあつて、国際貿易港である四日市港を中心に、臨海部の石油化学工業、内陸部での電子機器・自動車等、製造業が盛んな産業集積地であり、働く人々の健康の保持増進への支援を行う「産業看護」の学術研究の拠点となる大学としても期待され、そのニーズに対応した大学としての役割を果たせるものである。本学は、地域密着型の大学を目指しており、その学術研究の成果を三重県、四日市市をはじめとする地域社会へ積極的に還元するため本学の附置研究機関である地域研究機構を設け、地域社会におけるシンクタンク的な機能も持ち合わせている。

これら社会貢献や地域貢献という使命感の中、本学の高い公務員就職率もその特色を

表している。

さらに、令和 2（2020）年 4 月には、中部地方の 4 年制大学で初となる文部科学大臣指定の臨床検査技師養成学校として、新たに医療技術系の「臨床検査学科」の新設を成し遂げ、看護の単科大学から看護医療大学の名にふさわしい大学へ進化しようとしているところである。



## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

四日市看護医療大学の設置母体である学校法人暁学園は、昭和 21（1946）年、当地の実業家であった宗村佐信によって創立されて以来、「人間たれ」の学園綱領（建学の精神）のもと聡明で心豊かな人材の養成に努力を重ねてきた。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院を擁する三重県下唯一の総合学園として、この地における私学教育の一翼を担い、地域社会に貢献している。

本学は、平成 19（2007）年に四日市市の強力なバックアップ（約 10 億円の設置助成）のもと公私協力型大学であることを特色とし、看護学部のみ単科大学としてスタートした。その後、平成 23（2011）年には大学院看護学研究科を開設、令和 2 年（2020 年）には臨床検査学科を開設し、進化を続けている。

なお、本学を後継校として位置付けている四日市市立四日市高等看護学院は、地元四日市市を中心とした三重県内の医療機関などに 1,337 人の卒業生を送り出し、公立の看護師養成機関として一定の役割を果たしてきたが、本学の開学を受けて平成 21（2009）年 3 月に閉校し 38 年間の歴史に幕を下ろしている。

#### 四日市看護医療大学沿革

昭和 21（1946）年	3 月	財団法人暁学園（現在の学校法人暁学園）設立認可
平成 18（2006）年	4 月	四日市看護医療大学設置認可申請
平成 18（2006）年	11 月	四日市看護医療大学設置認可
平成 19（2007）年	4 月	四日市看護医療大学開学 看護学部看護学科開設 初代学長に河野啓子就任 産業看護研究センター開所
平成 20（2008）年	3 月	米国カリフォルニア州立大学ロングビーチ校と学術交流協定締結
平成 22（2010）年	5 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可申請
	10 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可
平成 23（2011）年	4 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設
平成 24（2012）年	4 月	看護学科入学定員を 95 人から 100 人へ変更
平成 25（2013）年	4 月	第 2 代学長に丸山康人就任
平成 26（2014）年	4 月	四日市地域研究機構を四日市看護医療大学地域研究機構に改組
平成 27（2015）年	4 月	学生支援センターを教育推進・学生支援センターに改組、IR 課設置
平成 28（2016）年	4 月	サロン MIE 開設
平成 31（2019）年	3 月	新学科（臨床検査学科）設置認可申請
令和 1（2019）年	9 月	新学科（臨床検査学科）設置認可
令和 2（2020）年	4 月	臨床検査学科開設
令和 3（2021）年	4 月	第 3 代学長に柴田英治就任

2. 本学の現況

- ・ 大学名 四日市看護医療大学
- ・ 所在地 三重県四日市市萱生町 1200 番地
- ・ 学部構成 看護医療学部看護学科  
看護医療学部臨床検査学科  
大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）

・ 学生数、教員数、職員数（2021 年 5 月）

学生数

（単位：人）

学科		入学定員	収容定員	在籍学生数					
看護		100	400	1 年	2 年	3 年	4 年	合計	
				男	5	6	7	7	25
				女	116	110	100	105	431
				合計	121	116	107	112	456
臨床検査		50	200	1 年	2 年	3 年	4 年	合計	
				男	20	10	—	—	30
				女	37	18	—	—	55
				合計	57	28	—	—	85
研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数					
看護学	看護学	10	20	1 年	2 年	合計			
				男	0	2	2		
				女	1	1	2		
				合計	1	3	4		

教員・助手・職員数

職名			男	女	計
教員	学部（専任）	学長	1	0	1
		専任教員	13	25	38
	小計		14	25	39
	学部（期限付）	教授・准教授	6	0	6
		助教	1	4	5
		助手	2	5	7
	大学院（期限付）	教授	0	0	0
		特任教授・准教授	0	0	0
	小計		9	9	18
	職員	専任職員		10	8
期限付職員		0	4	4	
小計		10	12	22	
兼務講師	学部	非常勤講師（臨地実習）	0	2	2
		非常勤講師（上記以外）	37	14	51
	大学院	非常勤講師	4	2	6
	小計		41	18	59
嘱託職員	パート（短時間）職員		0	11	11
	小計		0	11	11
合計			74	75	149

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

四日市看護医療大学の使命・目的及び教育目的は、設置母体である学校法人暁学園が掲げる「暁学園綱領（建学の精神）」及び四日市看護医療大学が開学当初に示した大学構想に基づく「大学の基本理念」を踏まえて、「四日市看護医療大学学則」では、その第 1 条（目的）に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」と具体的かつ明確に定められている。

大学院においても、「四日市看護医療大学大学院学則」の第 1 条（目的）に「四日市看護医療大学大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」と具体的かつ明確に定められている。

##### 1-1-② 簡潔な文章化

四日市看護医療大学の使命・目的は、「四日市看護医療大学学則」、「四日市看護医療大学大学院学則」、「四日市看護医療大学学生便覧」、「四日市看護医療大学大学院学生便覧」、「四日市看護医療大学大学案内」、「四日市看護医療大学大学院案内」、「四日市看護医療大学ホームページ」などに簡潔かつ明確に文章化されている。

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

四日市市との公私協力方式により誕生した本学の最も大きな個性・特色は、「地域社会への貢献」である。

看護医療学は人間を対象とした学問領域であることから、心の豊かさ、人としてのやさしさを持ち、深い人間理解と倫理観をもった人材の養成が要求されている。また、保健・医療・福祉の高度化と技術の急速な発展に対応し、良質な看護医療サービスを提供していくためには、確かな看護医療知識・技術並びにエビデンスを生み出す研究能力、自己を成長させていく自己啓発能力をもち、科学的思考と問題提起及び解決能力を備えた人材が必要とされている。さらに、公私協力方式で設立されている本学は、地域社会

に貢献しうる実践力を備えた人材の育成が求められており、四日市市を中心とした地域社会のニーズに応えるための知識・技術が必要とされる。

そのため、本学では使命・目的を達成するため、養成を目指す人材像として学部では7項目、大学院では5項目を具体的に掲げ、教育目標としている。

### 養成を目指す人材

<p>〈学部〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材</li> <li>・ 医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材</li> <li>・ 人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材</li> <li>・ 安全で的確な実践力を有する人材</li> <li>・ 的確な判断と問題解決能力を備えた人材</li> <li>・ 課題探求・自己研鑽能力を備えた人材</li> <li>・ 産業看護の知識・技術を持った人材</li> </ul>
<p>〈大学院〉</p> <p>「生命の尊厳と深い人間理解への指向」「社会性への指向」「多様性への指向」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広い視野と柔軟な思考力・想像力をもち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教育・研究能力を有する人材</li> <li>・ 進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材</li> <li>・ 急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材</li> <li>・ 人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者</li> <li>・ 産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要なが高まっている産業看護の専門的知識を有する人材</li> </ul>

「四日市看護医療大学学則」の第1条では、「地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成すること」と示され、「四日市看護医療大学大学院学則」第1条では「地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与すること」と示しているように、いずれも「地域社会への貢献」を個性・特色とする大学であることが明示されている。

なお、本学では、開学以来「見る、護る、そしてつながる」をキャッチフレーズとして用いているが、これは本学の人材養成の目標を端的に表現した言葉である。「安全で的確な実践力を有する人材」「的確な判断と問題解決能力を備えた人材」が「見る、護る」であり、「人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材」「人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材」では「ひととのつながり」を、「医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材」「産業看護の知識・技術を持った人材」では「社会とのつながり」を、「課題探求・自己研鑽能力を備えた人材」では「未来とのつながり」を、それぞれ得られる人材の養成を目指している。

#### 1-1-④ 変化への対応

大学の使命・目的及び教育目的は社会情勢等に対応し、必要に応じて見直しを行っていくべきものと認識している。これまで大学の使命・目的、教育目的そのものの変更は無いが、開学当時に「産業看護」という視点に重点が置かれていたところ、その視点は継続しつつ、同じく開学当初から重点を置いている「地域貢献」という視点に一層の意識を高めているところである。

#### ◇エビデンス集 資料編

- 四日市看護医療大学学則
- 四日市看護医療大学大学院学則
- 四日市看護医療大学学生便覧
- 四日市看護医療大学大学院学生便覧
- 四日市看護医療大学大学案内
- 四日市看護医療大学大学院案内
- 四日市看護医療大学ホームページ

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、暁学園綱領（建学の精神）「人間たれ」と本学の基本理念である「人間重視を根幹とした教育研究の実践」「高度な知識・技術の教授と研究」「地域社会への積極的な貢献」から導かれたものである。

教職員や学生を始め、保護者、受験生などの間に一層浸透されるよう、建学の精神や基本理念とともに、従来以上に具体性と明確性に留意しつつ、大学公式ホームページを始め、大学案内等の印刷物のほか、入学式・学位記授与式等の式典やオープンキャンパス、FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）活動、教育後援会、公開講座などのあらゆる機会を通じて、その内容を伝え意識の向上を図っている。

#### 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

##### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的は、四日市看護医療大学設置認可申請時に作成された

ものである。同申請書の作成にあたっては、理事・評議員でもあった初代学長と現在の理事長・学長が中心となり設置構想をまとめた。大学の使命・目的や教育目的についても関与・参画の上、策定されたものである。これらは評議員会及び理事会に諮られ、当時の理事長以下全役員の理解と支持を得た上で文部科学省へ提出されている。教職員については、FD や SD の取り組みの中で大学の使命・目的及び教育目的を理解するよう努めており、支持されているものである。大学院についても大学と同様の手続を経て、役員と教職員の理解と支持を得ている。

### 1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、教職員や学生が毎日必ず目にする学内常設の電子掲示板で周知するようにしたほか、「四日市看護医療大学学則」、「四日市看護医療大学大学院学則」、「四日市看護医療大学学生便覧」、「四日市看護医療大学大学院学生便覧」、「四日市看護医療大学大学案内」、「四日市看護医療大学ホームページ」などに明示されており、保護者や受験生、その他の関係機関にも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、「学生便覧」の冒頭に建学の精神（学園綱領）、基本理念、使命・目的、教育理念を示し、入学時のオリエンテーションをはじめ、通常の学生生活の中においても、使命・目的や教育目的についていつも触れる機会を設け、その周知を図っている。

一方、保護者に対しては、教育後援会役員会並びに保護者懇談会時に学長から詳しく説明するなど周知を図っている。大学院の使命・目的及び教育目的についても、大学と同様に「四日市看護医療大学大学院学則」、「四日市看護医療大学大学院学生便覧」、「四日市看護医療大学大学院案内」、「四日市看護医療大学ホームページ」などで明示している。

また、本学は四日市市との公私協力方式で設置されていることから、会議等を通じて四日市市に対しても本学の教育の使命や目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーなどを説明し、理解を深めていただいている。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は、平成 19（2007）年の開学後、大学の完成と大学院の開設・完成を中長期的な目標として計画的に運営されてきた。平成 23（2011）年 3 月には看護学部看護学科が初めての卒業生を送り出し、翌 4 月には大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）が開設された。この間の活動は、「四日市看護医療大学設置認可申請書」及び「四日市看護医療大学大学院設置認可申請書」を誠実に履行することにより、これらの設置認可申請書に示された使命・目的及び教育目的を反映させたものとなっている。

現在、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度の暁学園第 7 次中期経営計画に示された 5 つの戦略強化プラン（Ⅰ.教育力強化、Ⅱ.ネットワーク強化、Ⅲ.募集戦略強化、Ⅳ.教育環境強化、Ⅴ.経営基盤強化）も当然、使命・目的及び教育目的を反映したのものとなっている。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の掲げる3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも大学の使命・目的及び教育目標は反映されている。

#### ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーについては、所定の年限以上在学し、履修要件として定めた単位以上を修得した者に当該学位を授与するとして、以下の5点を、大学院では、所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士（看護学）の学位を授与することとし、以下の学修成果4点を明示し、学位授与に関する方針としている。

#### 〈看護学科〉

本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

1. 看護の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき看護を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護援助できる。
4. 国際的視野で看護を考え、ヘルスケアシステムにおける看護の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け看護を主体的に学び、看護の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

#### 〈臨床検査学科〉

臨床検査学科に所定の年限以上在学し、履修要件として定めた単位以上を修得した者に当該学位を授与する。卒業までに、臨床検査学科の学生が身につけるべき能力は次のとおりとする。

1. 臨床検査の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき臨床検査を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と確かな倫理観を持ち、臨床検査の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から医療技術援助ができる。
4. 幅広い視野で臨床検査を考え、ヘルスケアシステムにおける臨床検査の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け臨床検査を主体的に学び、臨床検査の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

〈大学院〉

本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士（看護学）の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。
2. 専門看護師（CNS）コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。
3. 自ら積極的に課題を探求し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。
4. 健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。

カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシーにおいても建学の精神や大学の基本理念を踏まえた上で、「四日市看護医療大学学則」第1条や「四日市看護医療大学大学院学則」第1条に記された大学・大学院の使命・目的が果たせるようなカリキュラムの構成方法について言及している。

〈看護学科〉

看護学科では、以下の方針にしたがってカリキュラムを編成する。

- 1.大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリクス型のカリキュラムである。
- 2.人の支援に関わる専門職の育成という視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
- 3.設立の趣旨、大学の立地地域の特性をふまえ、地域社会の生活者の視点から、あらゆる場における人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
- 4.人の発達と生活を軸にライフサイクル・ライフプロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
- 5.健康の概念として、社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。



〈臨床検査学科〉

臨床検査学科では、以下の方針にしたがってカリキュラムを編成する。

1. 基礎教育科目を通して、専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を持つ学生を育成する。
2. 専門教育科目を通して、専門的な知識や技能を育み、臨床検査技師としての確かな基盤を持つ学生を育成する。
3. 研究演習を通して、主体的な課題探求能力を養い、知識に裏付けられた問題解決能力を持つ学生を育成する。
4. 臨地実習を通して、知識・技能はもとより、医療人としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を持つ学生を育成する。

〈大学院〉

本研究科では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために修士論文コースと専門看護師（CNS）コースを置く。

カリキュラムは広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 共通科目は個々の学生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師（CNS）コースのどちらの学生でも履修できるように配置している。
2. 専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。
3. 修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅱと特別研究Ⅲ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるように、全学的な指導体制をとっている。
4. 専門看護師（CNS）コースでは、急性看護学領域におけるケアとキアを融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定された専門看護師（CNS）教育を展開している。

## アドミッション・ポリシー

アドミッションポリシーにおいても、建学の精神と大学の基本理念を踏まえながら、「四日市看護医療大学学則」第1条や「四日市看護医療大学大学院学則」第1条に記された大学・大学院の使命・目的が果たせるような入学者の受け入れ方針を明示している。

### 〈看護学科〉

本学科では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。

したがって、本学科では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学者を受け入れること、また基礎的な知識及び技能に加え、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学者の受け入れを基本方針としています。

#### ○本学の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
3. 物事を探求し、主体的に取り組む意欲がある者
4. 何事に対しても自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
5. 看護の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者

### 〈臨床検査学科〉

本学科では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念・目的としています。

したがって、本学科では、次の1から3のすべてを備えた入学者の受け入れを基本方針とし、さらに、4か5のいずれか一方、又は両方を備えていることが望ましいものとします。

#### ○本学科の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 物事を探求し、自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
3. 何事にも主体的に取り組み、他者と協働して学ぶ意欲がある者
4. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
5. 臨床検査の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者

〈大学院〉

大学院看護学研究科は、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学者を求めています。

1. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者
2. 高度専門職業人または教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する者
3. 看護学や看護実践に対する高い追究心を持ち、主体的な勉学および自己啓発に積極的である者

**1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

本学の教育研究組織の構成は、以下の通りとなっている。

・学部

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、看護医療学部に入学生員を 100 人とする看護学科と入学生員 50 人とする臨床検査学科を設けている。機能的かつ効果的な教育が期待できる適切な数の教員を確保して教育研究活動を展開しており、地域の活力向上に資する保健師・助産師・看護師・臨床検査技師の養成を行っている。

・大学院

大学院看護学研究科（入学生員 10 人）は、使命・目的及び教育目的に基づき修士論文コースに「看護学基盤分野」、「産業看護学分野」、「看護学実践分野」の 3 分野を設けている。「看護学基盤分野」、「産業看護学分野」は修士コースとなっており、看護教育・研究能力を有する人材を養成する。「看護学実践分野」には、地域からの強い要請により専門看護師（CNS：Certified Nurse Specialist）養成のため専門看護師（CNS）コースを設け、「急性・重症患者専門看護師」の養成を行っている。

今後、より高度な臨床検査学の教育・研究者を育成するため、大学院に臨床検査学の修士課程開設を目指し鋭意準備を進めていきたい。

・地域研究機構

平成 26（2014）年に学校法人暁学園より移管された「地域研究機構」では、「地域研究センター」「産業看護研究センター」「看護医療研究交流センター」の 3 つの部門それぞれが人的資源の提供や生涯学習機会の提供を図り、地域貢献の推進に努めている。

上記 3 つの教育研究組織では、専任教員が兼任することで整合性が図られ、本学の使命・目的及び教育目的達成のために有機的に機能している。

◇エビデンス集 資料編

四日市看護医療大学学則  
四日市看護医療大学大学院学則  
四日市看護医療大学学生便覧  
四日市看護医療大学大学院学生便覧  
地域研究機構設置規程

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学最大の個性・特色である「地域社会への貢献」は、すでに使命・目的及び教育目的に明示されているが、教職員はもとより、学生、地域の関係者の認識が高められるよう一層努力する。大学及び大学院の使命・目的や教育目的については、役員には理事会・評議員会等を通じて、教職員には FD や SD などの機会を通じて一層の浸透を図っていく。

学内外への周知については、四日市看護医療大学ホームページや大学案内等の印刷物のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて広く開示し、情報の提供に努めていく。特に地域社会に対しては、公開講座等を通じて、更なる充実を図りたい。そして、在学生については、入学式やオリエンテーション以外の通常の学生生活の中においても、使命・目的や教育目的について触れる機会を増やしていく。

教育研究組織については、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究の水準を維持するとともに、質の向上に一層努力していく。教職員の採用を行う場合には、今後も本学の使命・目的及び教育目的を十分理解する優秀な人材の確保を進める。

#### 【基準1の自己評価】

大学の使命・目的及び教育目的は、それらの基盤となる建学の精神や基本理念とともに入学式や卒業式等の行事において常に学長から伝えられているほか、「四日市看護医療大学大学案内」や「四日市看護医療大学学生便覧」などの印刷物や四日市看護医療大学ホームページにも掲載され、さらには、保護者向けの印刷物や市民向けの公開講座等を通じて、学内外に向けて発信されていると認識している。

さらに大学の使命・目的及び教育目的が実際のカリキュラムや学生生活とどのように結びついているかについて、不断の検証が必要となるため、FD 委員会、SD 委員会をはじめ各種委員会活動等を通じて折に触れて議論を深めるとともに、四日市市、市立四日市病院をはじめとした本学に関係する諸機関を通じて学内外に周知するための工夫を凝らし、一層明確で実のあるものとしていく。

**基準 2 学生**

**2-1 学生の受入れ**

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証**

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹に据え、豊かな人間性と高度な専門性を備えた人材を育てることを建学の精神とし、学部と大学院のアドミッション・ポリシーを以下の通り定義している。

<p>学部</p>	<p><b>看護学科</b></p> <p>本学では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学受入れを受け入れること、また基礎的な知識及び技能に加え、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学受入れを基本方針としています。</p> <p>○本学の求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者</li> <li>2. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者</li> <li>3. 物事を探求し、主体的に取り組む意欲がある者</li> <li>4. 何事に対しても自ら考え、判断し、表現する能力を有する者</li> <li>5. 看護の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者</li> </ol> <p><b>臨床検査学科</b></p> <p>本学科では、次の 1 から 3 のすべてを備えた入学受入れを基本方針とし、さらに、4 か 5 のいずれか一方又は両方を備えていることが望ましいものとします。</p> <p>○本学科の求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者</li> <li>2. 物事を探求し、自ら考え、判断し、表現する能力を有する者</li> <li>3. 何事にも主体的に取り組む、他者と協働して学ぶ意欲がある者</li> <li>4. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者</li> <li>5. 臨床検査の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者</li> </ol>
<p>大学院</p>	<p>○本学の求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者</li> <li>2. 高度専門職業人または教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する者</li> <li>3. 看護学や看護実践に対する高い追求心を持ち、主体的な勉学および自己啓発に積極的である者</li> </ol>

アドミッション・ポリシーは、「四日市看護医療大学学生募集要項」「四日市看護医療大学大学院学生募集要項」に掲載し、本学の情報を収集する受験生とその保護者や高等学校の進路指導担当者など多くの方に対し広く公開しているほか、オープンキャンパスや入試相談会などの中で、来訪者に対し説明を行い浸透を図っている。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、入学者受け入れの方針に基づき、以下の通り入学試験を実施している。

### 1) 学部の入試

学部の入試については、出身高等学校長の推薦を受ける推薦入試、学力試験で合否を判定、選抜する学力入試の他、大学入試センター試験利用入試などを実施することで入試区分を多様化し、アドミッション・ポリシーに沿う高い資質を持った学生を幅広く求め、確保するように努めている。中でも本学では、四日市市の協力に基づく奨学生入試制度があり、奨学生として入学した者には在学中の授業料相当分が貸与され、卒業後地元地域で就業すれば返還が免除されるという制度を持っており大きな強みである。

また、学生募集の対象には高等学校卒業（見込）者だけでなく、社会人等特別選抜入試で社会人や大学既卒者を受け入れるための門戸を広く開いている。

令和2年度実施（令和3年度入学者選抜試験）として実施された入試区分と、それぞれの選考方針の概要は以下の通りである。なお、本学の入試制度（入試日程、試験科目、選考方法等）は入試委員会で協議して原案を作成の上、学部は教授会、大学院は研究科委員会で決議される。

### A. 推薦入学試験

#### <公募制>

出身高等学校長から推薦された卒業見込みの者および前年度卒業した者を対象とする。選考方式としては「小論文方式」と「基礎テスト方式」の2方式を設定している。小論文方式では基礎学力検査は行わないが、面接を実施しその評価は合否判定の参考資料として利用する。基礎テスト方式では外国語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ）、国語（国語総合（古文・漢文を除く））、数学（数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A）、理科（化学基礎、生物基礎）の4教科5科目から2科目選択のため、文系または理系の志願者が各人の得意科目で受験することができる。

#### <併設校制>

本学園の併設校である高等学校長から特別な推薦を得た卒業見込みの者で、本学を専願する受験生を対象とする。面接、調査書等を総合的に評価するA方式と、推薦入学試験「基礎テスト方式」と同様の問題、面接、調査書等を総合的に評価するB方式で選考している。

### B. 学力入学試験

教科の学力試験に基づく入試区分として、前期、後期と2回実施している。前期日程は英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ）を必須科目とし、国語（国語総合（古文・漢

文を除く))、数学(数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A)、理科(化学基礎、生物基礎)の3教科4科目から2科目を選択し、計3科目で実施している。後期日程は英語を必須科目とせず、4教科5科目から2科目を選択する形で実施している。

#### C. 大学入学共通テスト利用入学試験

学力入試とは異なる視点の学力検査として、大学共通テスト試験の成績を利用する入試区分である。前期日程は、外国語(『英語』(リスニング含む))を必須科目とし、国語(『国語』(近代以降の文章))、数学(『数学Ⅰ』『数学Ⅰ・数学A』『数学Ⅱ』『数学Ⅱ・数学B』)、理科(『化学基礎』『生物基礎』2科目または『化学』『生物』)から高得点2科目を採用し、計3教科3科目の合計点で選考している。後期日程については、外国語が必須科目でなくなり、外国語、国語、数学、理科から高得点2科目を採用し、2教科2科目の合計点で選考している。

#### D. 育成会奨学生入学試験

本学独自の奨学生制度である「四日市看護医療大学育成会奨学生」を採用する入試区分である。前期日程は、推薦入学試験「基礎テスト方式」と同様の入試問題と面接により選考しており、後期日程は、学力入学試験前期日程1日目と同様の入試問題と面接により選考している。

#### E. 学力入試プラス共通テスト

学力入学試験前期日程と大学共通テスト試験利用入学試験前期日程を同時に出願する者を対象とする。学力入学試験前期日程の必須科目である英語と選択科目から高得点1科目、さらに大学入試センター試験利用入学試験前期日程対象科目から高得点1科目を採用し、3科目の合計点で選考している。

#### F. 社会人等特別選抜入学試験

社会人経験を有する者や、4年制大学を卒業した者および卒業見込みの者で、将来、看護師・臨床検査技師資格等を取得して社会貢献したい人材を求めめるための入試区分である。選考方法としては、小論文、面接、提出書類の内容を総合的に評価して選考している。募集人員は若干名である。

#### G. 編入学試験

看護師の資格を有し看護系大学または短大の既卒者及び卒業見込みの者、看護系専修学校の専門課程を修了した者及び修了予定の者を対象とする。なお、平成24年(2012)年度試験より編入学での募集は停止し、収容定員に欠員が見込まれる場合に限り、編入学試験の実施について協議することとした。

令和2～3(2020～2021)年度入学者選抜試験の結果は以下の通りである。

合否判定は、入試委員会で試験結果を評価し作成された合否判定案を教授会に諮り、その審議を経て決定される。

四日市看護医療大学

令和2(2020)年度入試結果

(看護学科)

	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	倍率
人数	100	703	690	288	115	2.4

(臨床検査学科)

	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	倍率
人数	50	148	144	86	29	1.7

令和3(2021)年度入試結果

(看護学科)

	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	倍率
人数	100	712	702	278	121	2.5

(臨床検査学科)

	募集人員	志願者	受験者	合格者	入学者	倍率
人数	50	318	316	128	56	2.5

本学の入学者の受入れについては、入試委員会、入試判定教授会での慎重な討議を経て入学者数を決定している。臨床検査学科設置後の入学者状況を示す通りである。

入学者状況（看護医療学部）

区分	令和2年度	令和3年度
入学者定員	150	150
入学者数	144	177
定員倍率	0.96	1.18

2) 大学院の入試

大学院入試はⅠ期、Ⅱ期に分けて実施している。学力試験（共通科目、専門科目）、面接、提出書類を総合的に評価し、大学院研究科委員会での審議を経て可否を決定する。過去3年間の推移は以下の通りである。

入学者状況（大学院）

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度
入学者定員	10	10	10
入学者数	1	2	1
定員倍率	0.1	0.2	0.1



◇エビデンス集 資料編

四日市看護医療大学学生募集要項

社会人等特別選抜学生募集要項

四日市看護医療大学大学院学生募集要項

四日市看護医療大学入試委員会規程

四日市看護医療大学教授会規程

四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程

四日市看護医療大学育成会概要

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部の入学者受入れについては、総じて継続的に安定した学生の受入れが維持できているが、安穩と構えることなく毎年工夫を講じる必要がある。2019年度入学試験からはネット出願制度を導入し志願者の利便性を向上させたことに加え、新しい入試方式として学力入試プラス共通テストを設置するなどの工夫を行った。今後も継続的に入学試験を含めた学生募集活動について検証を行い、HP上の工夫や高校へのPR活動とともに、入試広報活動の見直し等により安定的な志願者確保とアドミッション・ポリシーで定める人材確保の実現を進める。

大学院に関しては入学者の確保が不十分であり、今後更なる努力が必要であると考えており、特に卒業生への情報発信や地元医療機関への個別訪問等を推進し、入学者確保を進めていく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② アドバイザー等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援体制に関して、教員と職員で構成される委員会において迅速に対応している。学部では、教務委員会・教育推進委員会・学生生活委員会・実習委員会及びキャリア支援委員会、大学院では、教務担当者会議を原則月1回開催し、教育推進・学生支援センターを中心に教員と職員が協働し、全学的に取り組んでいる。

教育推進・学生支援センターは、入学前教育、オフィスアワーの実施、自学自習による国家試験対策のための施設開放等、学生の学修支援と自ら学ぶ姿勢を身につける取り組みを実施している。学長、副学長、教育推進・学生支援センター長、研究科長、学科長、各部門長（教育推進部門・学生生活部門・キャリア支援部門）及び事務局長、事務部門長を含めた教育推進・学生支援センター会議（以下「センター会議」）を開催し、教員と職員の間で業務遂行及び運営検討、議論を行っている。

2021年12月には、カリキュラム・コーディネーター養成講座の受講を通じて、カリキュラムマネジメントを体系的にコーディネートできる人材の育成を行い、学修支援体制の一層の整備を図った。

以下は、具体的な学修支援内容である。

### 1) シラバスの充実

学部においては、教務委員会・教学課が協働しシラバス作成基準を作成・チェックを実施し学生への学修情報提供を行っている。全ての授業科目において、到達目標、事前・事後学修の内容、課題に対するフィードバック方法、及び成績の評価基準を明記するようにするとともに、平成29(2017)年度からディプロマ・ポリシーとの対応を明記するようにし、学生はシラバスを参照する事で円滑に学修が進められるよう整えた。また、シラバスには教員のメールアドレス一覧を掲載し、学生が手軽にシラバスに関する質問等ができるよう工夫した。

また、授業に対する事前学習や事後学習に必要な内容や時間を明記し、学習を効果的に進める手助けをしている。

大学院においても、全ての授業科目において、授業概要（内容と進め方）及び課題に対するフィードバック方法、本大学院のディプロマ・ポリシーに対応させた授業の位置づけ、到達目標、時間外学習に必要な内容や時間、詳細な授業計画とその担当者、評価方法・評価基準を明確に示した。

### 2) 新入生オリエンテーションの実施

新入生のスムーズな大学生活への移行を支援するために、教育推進・学生支援センターと教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会が中心となって、学部は入学式後の2日間、大学院は当日1日新入生オリエンテーションを行っている。

オリエンテーションでは、建学の精神を始め、看護医療学部の教育方針、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、大学の授業の仕組み・履修登録などの学修に関わる基本事項、図書館・コンピュータ演習室などの学修支援施設、健康診断やカウンセリング・感染予防を含む健康管理、ハラスメント相談、学修上・学生生活上の窓口となるアドバイザー制度、国家試験対策など学修支援、大学生活に関わる事項の情報提供を行っている。また、オリエンテーション時にアドバイザー教員を発表し、円滑な導入が図られるようアドバイザー教員と学生のグループミーティングを実施している。

大学院では、入学式後に教務担当者会議と教学課が中心となり実施している。オリエンテーション時に図書館・大学院生室などの学修支援施設、研究・履修登録などの学修に関わる基本事項、健康診断を含む健康管理、ハラスメント相談など学修及び学生生活に関わる情報を提供している。

### 3) 在学生オリエンテーションの実施

在学生に対しては、教育推進・学生支援センター、教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会が中心となって各学年開始時にオリエンテーションを実施し、履修登

録、学生生活、国家試験対策、就職活動について説明している。また、後学期では毎年避難訓練を実施しており、災害への対応や意識向上を図っている。

大学院では、履修登録、研究計画発表会、論文審査に関わる年間スケジュール、時間割等について資料を配付し説明を行っている。

院生が社会人という特性から、研究計画発表会、研究論文発表会、研修会などの行事に関してはメールも活用し、迅速な情報提供を行っている。

#### 4) 相談室の設置

学生・教員ともが相談できる組織として相談室を設置し、学業をはじめとする様々な相談に応える体制を整備している。相談員には臨床心理士の資格を有する職員を直接雇用の形で配置しており、責任感をもって学生の相談を受けている。年間100件近くの相談数があり、相談理由は心身の課題を始め、対人関係、学業、家族など様々である。

今後、相談件数の推移等を注視しながら、対応時間の延長や日数調整等を図っていききたい。

#### 5) 学生への調査による情報共有

学生生活委員会が中心となり毎年学生生活調査を実施し、学修の状況や大学への要望などの情報を収集している。調査結果は、センター会議、教授会、学科会議で説明され、教職員で学修支援へつなげている。また、図書館で学生への調査結果開示を行うこととしているほか、学生ホールに掲示するとともに、大学ホームページ上にも掲載することとしている。

FD委員会では、学期ごとに学生からの授業評価アンケートを実施しており、科目ごとに授業改善案を検討し、より学修効果を高める工夫をしている。授業評価結果および授業改善提案は、センター会議、教授会、学科会議で説明されたのち、図書館で学生へも公開している。また、授業評価結果の審議をより有意義なものとするため、FD委員会において学生代表を参画させる仕組みとし、授業評価について学生の立場から意見をもらう中で、相互の意見交換を行っている。

#### 6) オフィスアワー制度

学部・大学院とも、シラバスに実施日時・場所、教員のメールアドレスを掲載し、相談しやすい体制を整えている。院生は社会人であるため、オフィスアワーの日時に関しては個別にメールで連絡をとり院生の予定に合わせるなどの対応をしている。

#### 7) 無線LANエリアの拡大

学内の無線LANエリアを拡大し、図書館等へのアクセスなどインターネット活用の利便性の向上を図った。今後更に拡充していく予定である。

### 2-2-②アドバイザー等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### 1) アドバイザー教員による学修支援

教育推進・学生支援センター及び学生生活委員会が連携し、アドバイザー制度を運営

しており、随時以下の学修支援を行っている。

- ・授業科目の履修登録に関する相談・助言
- ・履修状況に関する指導・助言
- ・休学・復学・退学の相談
- ・留学に関する相談
- ・心身に障がいのある学生に対する修学上の支援
- ・その他学修及び学生生活に関すること

## 2) 途中退学、留年者などへの対応

退学者・休学者については、教務委員長、教育推進・学生支援センター長が届けの提出前に必ず個別面談を行い、状況及び今後の予定などの確認を行う中でアドバイザー教員との連携を図っている。留年者に対しても教務委員長、教育推進・学生支援センター長が、個別面談で状況および今後について確認し、アドバイザー教員と連携している。

また、教学課職員は履修について必要に応じて助言している。内容はセンター会議、教授会、学科会議で審議・報告されている。

学部の留年者及び退学者とも低い水準で推移している。

## 3) 障がいのある学生への支援

アドバイザー教員、保健担当者および教育推進・学生支援センターが協力し、心身に障がいのある学生への支援を行っている。また、入学時に学生生活を送るうえで不安なこと・配慮を希望することなどを申し出ることができるようにしている。申し出のあった学生に対して保健担当者が確認をし、必要に応じて教育推進・学生支援センター長やカウンセラーと連携し支援策を講じている。

現在、聴覚に障がいのある学生が在籍しており、授業に際しては教員が専用マイクを着用し学生が補聴機器を使うなどの対応により健常者と同様の学修効果をあげている。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

水準の学修支援体制は整っているとの認識であるが、今後特に教育推進・学生支援センターの活動である入学前教育、国家試験対策について、教務委員会、キャリア支援委員会との連携により更なる充実を図っていくことや、センター会議、教授会、学科会議において、退学・休学・留年者等の原因分析並びに改善方策の検討を一層進めていく。

また、土曜及び夜間に開講している大学院については、社会人である院生の事情を考慮し、より柔軟な開講対応を検討していく。

#### ◇エビデンス（資料）

四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程

シラバス

学生生活調査

授業評価アンケート

## 2-3 キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1) 教育課程内でのキャリア教育

本学の学生は、国家試験受験資格取得のため、カリキュラム内で臨地実習が必修科目となっており、多くの学生の就職先となる医療機関や行政、企業、地域の協力を得て実習を行っている。実習を通じて必要な知識・技術を修得するほか、医療現場の職員や患者・家族、行政・企業職員、地域住民との対応を通じてコミュニケーション能力等を養っている。

また、大学で学ぶために必要な9つの力（聴く、読む、書く、調べる、整理する、まとめる、表現する、伝える、考える）を身につけるための科目を1年次に設定し、外部指導者の招聘などの工夫を含め、早い段階で備えるべき基本的な能力の醸成を図ることとしている。

平成29(2017)年4月からは、大卒者として社会で求められる能力について在学中にどれだけ成長したかを客観的に測定し、現状と課題を把握する手法として、1年生と4年生にPROG (progress report on generic skills) テストを実施することとし、今後の教育方法へ役立てる仕組みを確立した。

大学院においては、専門看護師(CNS)コース担当教員が、専門看護師(CNS)の認定資格取得のため、院生・修了生が所属する病院や施設と協力して学習会の実施などを行っており、合格者も輩出している。

修了生への継続教育としては、研究計画発表会、研究論文発表会のほか、大学で実施している様々な研修会の案内などの配慮を行っている。

##### 2) 教育課程外でのキャリア教育

カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との学術交流協定を締結しており、同校の看護学科の学生や教員との相互交流推進の一環として、2年次に海外研修を実施している(30名)。昨今は感染症の流行で中断があるが、アメリカの医療・看護事情を知ることにより、英語学修、異文化交流による能動的な学びの機会を提供し、知見の向上を図る目的としており継続していきたい。

##### 3) 社会的・職業的自立に関する支援体制

キャリア支援委員会を中心に教学課、学生生活委員会が連携し、インターンシップの案内や各医療機関等からの求人情報をいち早く教育推進・学生支援センターで公開している。

就職活動に対する支援としては、知識と経験を積んだ教学課職員やアドバイザー教員による支援とともに、外部講師によるマナー講座など側面的な支援を実施しているほか、キャリア・コンサルタントの国家資格を有する事務局職員による進路指導や面接指導、

履歴書作成指導等を行って対応を図っている。

また、4年生には実習病院の看護部長や卒業生を招いて就職に向けた話しを聞く機会を設け、就職への意識や意欲の向上を図っている。

その他、キャリア支援委員会による国家試験対策を実施しており、早い段階からの意識付けを図るため低学年から模擬試験等の対策を行っている。平成31(2019)年からは、看護師国家試験対策だけでなく、保健師・助産師国家試験対策も一元管理を行い、効率的な対応を実施している。

このような対応の中、本学の就職率はほぼ100%で推移を続けている。

### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

就職試験や国家試験に対して不安を持つ学生が必ずあるため、精神的支援として学生相談室との連携を強化するなど一層の対策を進めるほか、近年は小論文を課する就職先が増加しているため、その対策を強化する。

また、社会で求められる汎用的能力の測定（PROGテスト）を導入したことにより、入学から4年生となるまでの能力変化を比較し確認することができるため、その結果を教育活動に確実に反映させていく。

さらに、就職先へのアンケートや卒業生自身へのアンケートを実施・分析する仕組みを作り、本学の教育成果が実際の社会においてどの程度発揮されているのかの検証する仕組みをつくり、継続しているところである。

#### ◇エビデンス（資料）

##### PROGテスト

カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との学術交流に関する協定書

国家試験対策行事予定表

## 2-4 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1) アドバイザー教員による支援

本学では、一人ひとりの学生に対して教員が寄り添い、きめ細かに学生を支援するアドバイザー制度を構築している。全専任教員がアドバイザー教員となり、概ね10名～15名程度の学生を受け持ち、学生生活全般、履修、健康、就職などについての相談に応じている。学生生活の継続に問題を抱える学生に対しては、必要に応じて学生相談室などと連携して支援している。また、各学生の担当アドバイザー教員は、全教員に公開されており、担当学生の情報は必要に応じてアドバイザー教員に提供される仕組みとなっている。

4月のオリエンテーションにおいてアドバイザー教員を紹介し、原則毎年グループミーティングや個人面接を実施するほか、年に1回開催される保護者会において、希望に応じアドバイザー教員が保護者と面談し、学生生活、履修状況、就職等について説明している。アドバイザー教員については毎年アドバイザー研修会を実施し質を担保している。

## 2) オフィスアワー

全教員が学生の学業以外の質問や相談にも対応できるよう、教員が必ず研究室にいる時間帯（オフィスアワー）を設けている。シラバスや大学のホームページ上に公開しており、特に新生にはオリエンテーションにおいて詳しく説明をしている。

## 3) ハラスメント相談

ハラスメント対策委員会が中心となり、学生が有意義な勉学、学生生活に専念できるようにハラスメント防止に対する対策をとっており、複数のハラスメント相談員を配置している。直接の相談だけでなく、電話やメールでの相談にも応じている。

教職員に対して毎年ハラスメント研修会を実施するほか、相談員に対しては別途研修を行うなどの対応を図っている。

## 4) 相談室

臨床心理士の資格を有する職員を直接雇用しているため、大学との意思疎通が円滑にできている。相談は、直接の来訪のほかメールや電話、教学課、アドバイザー教員を通して可能としているほか、QRコードを公開し、容易にスマートフォンからの予約などができるよう工夫を行った。4月のオリエンテーションにおいて、全学年に臨床心理士から直接学生相談室の利用方法を説明し、後学期のオリエンテーションでは相談室のチラシを配布するなど、学生への認知を高めている。また、相談員はアドバイザー教員への研修講師として教員の相談技術向上にも寄与している。今後、相談件数の推移等を注視しながら時間や日数の延長も考えていく。

## 5) 保健室

教育推進・学生支援センター内に保健室を置き、専任職員（保健師）を配置している。日常の健康対応のほか、臨地実習が必修科目である本学で必要な感染症対策（小児感染症やB型肝炎抗体検査等）も保健室で行っている。

## 6) 危機管理に対する取り組み

毎年、学生と教職員全員参加の避難訓練を実施し、火災・地震等に備えている。緊急の事態に備え、屋内外にAED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、学内でAED操作の講習を実施している。学生便覧にも災害伝言板の使用法や大学の安否確認メールの使用法を掲載するなど、有事に備えた対策を講じている。

また、学校管理下に発生した事故に備え、一般社団法人日本看護学校協議会共済会が運営する保険制度「WILL」に全学生が加入し、本人や第三者への補償にも備えている。

7) 奨学金の貸与に関する支援

四日市市との公私協力により「四日市看護医療大学育成会奨学生制度」を有しており、四日市市の補助金を原資とし、該当入試合格者（30名）に対して毎年127,200,000円の貸与を行っている。その他、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、三重県保健師等修学資金等の制度を活用している。現在、病院独自の奨学金も含め全体の約65%が奨学金を活用している。

8) 学生の課外活動等への支援

学生団体活動（課外活動）は、学生の自由で主体的な行動に基づき運営されているが、教員が顧問となり助言や指導を行っている。運動系、文科系合わせて15以上の活動がある。

学友会は、定例的行事として、新入生歓迎会（4月）、運動会、四日市大学との共催の大学祭（10月）を実施している。学生生活委員会の承認により実施され、顧問の教員や学生生活委員が助言・支援を行っている。

9) 既習修得単位の認定（入学前）

教育上有益と認めるときは、本学入学前に他の大学又は短期大学等において履修した単位を本学における授業科目の履修により修得したのものとして30単位を超えない範囲で申請により単位認定を受けることができる。

10) その他の支援（大学院）

大学院においては、社会人である場合などを配慮し、3年間で修了する長期履修制度があり、大学院生が選択できる仕組みとしているとともに、履修状況によって在学中に変更できる制度を設けている。

また、院生の多くが社会人である状況から、利便性を高めるために事務手続き等の電子化やメール対応などで効率化を図っているほか、院生室の建物、院生室の鍵を貸与しており、建物への入館がいつでもできるよう利便性を確保している。

その他、院生の就学を支援するため、実習施設や四日市市職員など一定の条件下で独自の授業料減免制度を設け活用を図っているほか、専門看護師（CNS）コースにおいては、平成28（2016）年に「専門実践教育訓練講座」の指定を受け、令和元年（2019）には1名がこの制度を活用し給付金を受けている。

◇エビデンス（資料）

アドバイザーの手引き

ハラスメント相談員一覧

四日市看護医療大学育成会奨学金

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

アドバイザー制度については、約60%の学生が「活用しやすい、やや活用しやすい」と回答しており、定着しつつある認識であるが、高い満足度には至っていないため、今



後よりきめ細やかな対応や効率的な連携となるよう学生の意見等を取り入れながら運用の見直しを図っていく。

保健室や相談室については、「利用しにくい」という意見が 10%前後と少ない認識ではあるが、「場所や利用時間・利用方法がわからない」という理由が一定あることから、一層の周知の工夫を考えていく。また、相談室の利用を見られたくないという要望に対しては場所の移転対策を講じたところである。

事務窓口の評価は「丁寧で素早く、適切なアドバイスをしてくれる」という意見が圧倒的多数で良好なサービス提供ができていると考えているが、今後も学生サービスの維持・向上の努力を継続していきたい。

## 2-5 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 15,468 m<sup>2</sup>、校舎面積は 11,236.35 m<sup>2</sup>である。その他、隣接する四日市大学との共用施設として、グラウンド 24,000 m<sup>2</sup>、体育館 2,577 m<sup>2</sup>、クラブハウス 690 m<sup>2</sup>、食堂 1,127 m<sup>2</sup>がある。

学部校舎は、主に看護学科が使用する本館があり、4 階建ての講義棟と 5 階建ての実習棟を備え、講義棟には大小合わせた講義室が 8 室と学長室、保健室、事務室等がある。実習棟には、分野別の実習室 4 室、講師以上の個別研究室 24 室、助教室 3 室、助手室 2 室、図書館、コンピュータ演習室、学生ラウンジ等がある。

また、主に臨床検査学科が使用する B 館があり、実習室 4 室、講義室 2 室、演習室や研究室を備えるほか、2 階にはサロン MIE 及び会議室、3 階に大学院生研究室 2 室、院生控室、5 階に教員研究室 24 室がある。

PC の設置状況については、大学として 2 階コンピュータ演習室に 42 台、図書館内のコンピュータ室に 15 台設置されているほか、四日市大学の PC 室を使用することも可能となっている。また、大学院生用に合計 20 台設置している。学部学生の利用可能時間は、コンピュータ演習室は月曜日から金曜日の 9 時から 17 時（試験期間中などは 19 時まで延長の場合あり）、コンピュータ室は月曜日から金曜日の 9 時から 21 時 30 分、土曜日と日曜日の 9 時から 17 時までの授業以外の時間に自由利用ができる。大学院生の PC 利用に関しては特に制限はない。

上記の教育用 PC の他に各研究室には教員用 PC が設置され、事務職員にも全員 PC を配備している。これらは学内ネットワークに接続されており、ファイルサーバー、ア

カウント認証サーバー、メールサーバー、WEBサーバーなど、学内に設置された各サーバー群のサービスが受けられる。さらに、ファイアウォールを介してインターネットに接続され、メールの送受信やWEB検索等のインターネットサービスの利用が可能となっている。また、学生や教職員の自宅など、学外からでもWEBメールサービスを利用してメールの送受信が可能となっている。このようにネット上でのサービスはセキュリティ上、問題となるものを除き利用可能となっている。大学の情報環境はオープンであることから情報セキュリティ対策は非常に重要である。本学では、全てのPCにウイルス対策ソフトを配備させてコンピュータウイルス感染を防ぎ、ファイアウォール及びプロキシサーバーにより学外からの不正アクセスを遮断するなどのセキュリティ対策をしているほか、学外の有害サイトへのアクセスを遮断するフィルタリング処理を施している。

令和元年には学生食堂をより快適な空間とするため、エアコンの大規模修繕や塗装等の内装改修に取り組み、令和3年度からは4か年計画によりB館全てのエアコン改修に取り掛かったところである。また、新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、全てのトイレにペーパータオルや足踏み式のごみ箱を設置するとともに、B館トイレの手洗い蛇口を自動水栓へ付け替えたほか、男子トイレの小便器の自動水栓化も行った。

今後も学生のための施設・設備改修やWi-Fiの更なる整備等を進めていく予定である。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本館実習室は看護分野ごとに配置され、2階に「成人・老年看護実習室」、3階に「母性・小児看護実習室」、4階に「地域・在宅看護実習室」、5階に「基礎看護実習室」があり、各分野の専門に特化した実習ができています。一方、臨床検査学科では、B館1階から3階それぞれに準備室を備えた実習室3室、4階にベッド5台と小規模なレクチャー等を可能とする講義スペースを合せた臨床生理学実習室1室、準備室を備えた細胞診実習室1室、合せて5室の実習室を配置している。いずれの実習室にも大型のAV機器を整備するとともに、学内LANシステムやWi-Fiを用いてインターネットに接続できる環境を構築しており、充実した視聴覚教育を行うことが可能となっている。

図書館は、図書約2万5千冊、刊行物や視聴覚資料のほか、電子ブックを所蔵している。また、同敷地内の四日市大学情報センター（図書館）の図書約16万冊も特別な手続きなく利用できる。

開館時間は月曜日から金曜日の9時から21時、土曜日の10時から18時（長期休暇期間等は変更有）となっている。授業のある祝日も臨時開館し、試験期間中は30分早い8時30分から開館をしている。

感染症の影響で実際の開館は不規則となったが、通常の開館においては、年間開館日数は約260日、利用者数は約3万2千人、貸出冊数は1万冊弱ある。

図書データは全て電子化されており、学内LAN及びインターネットを介して学内外からの検索が可能。館内にはPC15台を備えるコンピュータ室が併設されており、学生のレポート作成等に便利な環境となっている。また、学術情報提供のため、医中誌Web等の各種データベースを導入、他大学図書館との相互貸借サービス加入により文献の取り寄せも可能となっている。

平成 27 (2015) 年から導入した電子ブックは利用数も多く、学生の実習期間中の予習・復習に大いに役立っている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障がい者への配慮として、本学の学部校舎は、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に規定する整備基準に適合しており、講義棟及び実習棟の全面バリアフリー化や車椅子・視覚障害者対応エレベータ、視覚障害者用ブロック、障害者用（多目的）トイレ等が整備されている。

設備管理業務、清掃管理業務を外部業者に委託しており、定期的に点検及び清掃を実施している。管理業務の内容については、下表のとおりである。

#### 管理業務一覧

項目	内容	回数・頻度
設備管理業務	照明等設備機器保守管理	毎週
	電気設備保安管理	通年
	電気設備保守（蛍光管交換、照明設備等）	通年
	エレベータ保守管理	通年
	電気設備定期点検	1回／年
	消防設備定期点検	2回／年
	自家発電機運転確認	1回／年
	貯水槽内部清掃	1回／年
	給水ポンプ定期点検	1回／年
	給湯設備定期点検	2回／年
	汚水ポンプ運転調整	2回／年
	簡易専用水道検査	1回／年
	飲料水水質検査	1回／年
	空調機保守・定期点検	2回／年
	空調機フィルター洗浄	2回／年
	換気扇（ロスナイ含む）保守・定期点検	2回／年
	換気扇（ロスナイ含む）フィルター洗浄	2回／年
	自動ドア保守・定期点検	1回／年

清掃管理業務 日常清掃作業	四日市看護医療大学校舎（教室、実習室、演習室、 図書館、コンピュータ演習室、コンピュータ室、更 衣室、事務室、サロン MIE、教室、印刷室、会 議室、応接室、学長室、副学長室、理事室、学生ホ ール、トイレ等） 及び校舎外の大学敷地の清掃、 除草、排水溝清掃並びに機材及び消耗品（トイレッ トペーパー、石鹼液等）の管理	月曜～金曜日  年末年始除く
清掃管理業務 定期清掃作業	タイルカーペット清掃	2回／年
	長尺シート清掃	2回／年
	磁器タイル清掃	2回／年
	ガラス清掃	1回／年
	カーテンウォール清掃	1回／年
	害虫予防駆除	2回／年
	食堂床洗浄	1回／年
	浄化槽清掃	2回／年

本学の学部校舎は、正面を前面ガラス張りにし、その他の面にもできる限り多くの窓を取り付け、光を豊富に取り入れることができる設計となっている。また、事務室と教員の研究室の廊下側をガラス張りにし、明るい空間づくりを実現している。

更衣室は、本館には女子用 2 室と男子用 1 室があり、B 館には女子用 I 室と男子用 1 室があり、女子用には最新の静脈認証システムを導入しセキュリティ対策を行っている。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

学生数の管理という点では、コロナ禍の影響で教室使用に苦慮した時期が続いたが、看護学科 1 学年 110 名程度、臨床検査学科 1 学年 40 名程度の学生数であり、基本的に講義科目は本館の大教室（3 階・4 階）及び B 館大教室（1 階・2 階）で対応する中、変則的に学園内の他教室を使用することで補った。

教育効果を上げるため、英語や IT 等の必須科目であっても大教室での実施がふさわしくない科目については分割し、定員 40～60 名の教室で実施している。

更に少数での実施が望ましい統合実習や研究演習などは、本館・B 館の演習室を活用し、ディスカッション等を取り入れた教育を行っている。

#### ◇エビデンス（資料）

四日市看護医療大学図書館規程

四日市看護医療大学図書館利用規則

#### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

校舎等については、講義内容に応じた学生数に対する大小教室や図書室等の設備に問題はなく、エアコンの改修や Wi-Fi の拡充、ラーニングコモンズの配置など学修環境へ

の工夫も行ってきたが、年数の経過に伴い丁寧な保守管理等の徹底を図っていく必要がある。

今後、修繕等の施設長寿命化を図るとともに、教職員や学生に対して、あらゆる施設や機器を大切に使用する心構えの啓発を行っていく。

## 2-6 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活委員会が中心となって学生生活調査を実施し、学生の意識の把握をしている。調査項目は、学修時間や大学で身につけた能力、不安や悩み、設備や事務に関してなど学生生活全般であるが、最近では相談室の時間延長や場所の移設要望を受け、対応を進めている。

また、FD 委員会において学生の意見をもとに授業評価アンケートを実施しており、科目ごとに授業改善案を検討し、結果を学生へ公開する仕組みも確立している。

さらに、学生の意見収集については、常時「意見箱」を設けており、誰もがいつでも無記名で投函できる体制を整えているとともに、対応結果も公表している。

大学院では、教職員個々による情報把握に加え、FD 担当者会議が実施する「大学院研究環境評価調査」を通して、学修支援をはじめとする学生生活全般についての学生の意見・要望に対応している。調査結果は研究科委員会において報告され、教職員全体で情報を共有するとともに、各部署・担当者によって、学修研究環境の充実・改善に反映させている。

また、研究関連科目に関して、理論学習に加え実践演習の充実を望む意見が多くみられたことから、平成 29（2017）年のカリキュラムの見直しに際して、学修支援に関する学生の意見・要望を取り入れ、教育課程の編成に反映させた。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1) 保健室や相談室については、「利用しにくい」という意見が 10%前後で少ない認識ではあるが、「場所や利用時間・利用方法がわからない」という理由が一定あることから、一層の周知の工夫を考えていく。相談室については、その利用を見られたくないという要望があり、場所の移転対策を講じたところである。その他、相談時間の延長や新たな曜日設定などの要望もあることから、今後対応を図っていきたい。

ハラスメントに関しては、教員と職員の双方からハラスメント相談員を選任し、いつでも相談できる体制を整えているが、学内のハラスメント報告は無い状況が継続している。

なお、大学院生についても学生支援センターを通じて利用できる仕組みを整えている。

## 2) 経済的支援など

令和2(2020)年4月から始まった国の就学支援新制度の運用を的確に実施し、経済的支援を進めてきたほか、四日市市の支援に基づく育成会奨学金、日本学生支援機構、三重県保健師助産師看護師等修学資金、民間団体の支援受給等を支援している。

また、平成28(2016)年には、大学独自の「四日市看護医療大学緊急支援奨学金」を創設し、修学の意思があるにもかかわらず著しい家計急変等の経済的理由が発生した場合、就学困難な者に対し緊急に給付し修学継続を支援する制度を整えた。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 1) 学生意見の収集

学部においては学生生活調査を実施、大学院においては大学院研究環境評価調査を実施し意見や要望の把握を行うとともに、いつでも投函できる意見箱を設置し情報の収集を行っている。

学生生活調査における施設・設備面での結果は、「教室や演習室、実習室の広さや照明」では約75%が「充実している、やや充実している」と回答し、「図書館の資料」については約70%、「学食」に関する「満足、やや満足」が多く、「事務窓口」に対しては圧倒的に「素早い、ていねい、適切なアドバイスがもらえる」と回答しており、総じて学修環境の状況は良好と判断している。

ただ、設備に関して「くつろぎの空間」及び「視聴覚機器などの教育設備」という設問に対しては「充実している、やや充実している」が約60%と若干低く課題が見えた。今後サロン MIE の活用を含め今後くつろぎ空間の創出に一層努力していくとともに、学生の望む教育設備も意識していきたい。

### 2) 保護者の意見収集

毎年保護者懇談会を開催し、保護者との対話の機会を設けている。保護者懇談会では、保護者との意見交換とともに希望者と教員との個人面談する場を設け生の声を聞いている。その他、学生の福利厚生増進や教育研究活動等の援助を目的に設置している教育後援会の場でも保護者の声を聞いており、成績表の交付要望等に対応してきた。

保護者に対しては、大学独自の季刊誌「オレンジの風」を年4回にわたり発行し、大学の出来事や実習レポートなどの様々な情報を提供している。

### (3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

学生生活調査の結果や意見箱からの意見収集、並びに保護者との意見交換を今後も継続し、可能な限り対応を図っていく。

◇エビデンス(資料)

学生生活調査

授業評価アンケート

四日市看護医療大学緊急支援奨学金給付規程

季刊誌「オレンジの風」

### **【基準2の自己評価】**

建学の精神に基づいたアドミッション・ポリシーに基づき学生募集を行い、入学試験を実施する中で、十分な受験者の確保ができており良好な推移と判断している。

また、学修支援・キャリア支援においては、教育推進・学生支援センターが中心となり、教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会、FD委員会、実習委員会など教職員が連携・協力して実施しており、就職希望者に対し就職率ほぼ100%の推移を続けている。

学生サービスや学修環境などについては、学生生活調査の示す通り、水準の高い満足度を得ていると考えている。

学生の意見・要望についても、これまで図書館、食堂設備や駐車場整備、相談室の場所の移転対応など、日頃の声や意見箱に投函された要望等についてそれぞれ対応を図っている。

### 基準 3 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

カリキュラムは「大学の理念、学部の教育理念、教育目標、到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリックス型のカリキュラム」である。

平成 28（2016）年度、本学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの見直しを行った。各学科の内容は以下の通りであり、大学ホームページや学生便覧等に明記し、オリエンテーション時の説明により周知を図っている。

###### 〈看護学科〉

卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

1. 看護の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき看護を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護援助できる。
4. 国際的視野で看護を考え、ヘルスケアシステムにおける看護の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け看護を主体的に学び、看護の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

###### 〈臨床検査学科〉

卒業までに学生が身につけるべき能力は次のとおりとする。

1. 臨床検査の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき臨床検査を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と確かな倫理観を持ち、臨床検査の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から医療技術援助ができる。
4. 幅広い視野で臨床検査を考え、ヘルスケアシステムにおける臨床検査の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け臨床検査を主体的に学び、臨床検査の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。



大学院では、人・学問・美を愛する「人間たれ」の建学精神を理念とし、生命の尊厳と深い人間理解に基づいた看護実践能力を培い、看護医療分野でリーダーシップを担う高度専門職業人並びに高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成することを目標としており、修了までに体得すべき能力、資質として「知識・理解」「専門的能力」「汎用的能力」「態度・姿勢」の4つの観点から示している。

ディプロマ・ポリシーは以下の通りである。大学ホームページや学生便覧等に明記しているほか、オリエンテーション時の説明等により周知を図っている。

<大学院>

本大学院修士課程に2年以上在籍し所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士(看護学)の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。
2. 専門看護師(CNS)コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。
3. 自ら積極的に課題を探究し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。
4. 健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

大学の単位認定基準、卒業認定基準・修了認定基準については、四日市看護医療大学学則等に明記している。単位認定については、四日市看護医療大学学則第22条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を認める」と規定し、卒業認定は同学則第27条で、看護学科が「必修科目109単位、選択科目17単位以上で、合計126単位の取得」、臨床検査学科が「必修科目117単位、選択科目9単位以上で、合計126単位の取得」を卒業要件と規定している。また、進級基準については両学科とも取得単位数やGPAの基準を定め運用している。

また、各学期の授業を8回または15回の授業と1回の試験で行い、「授業の3分の2以上出席していない者」は定期試験の受験資格を失うと示し、単位認定の厳正さを求めている。

その他、GPA (Grade Point Average) については、奨学生選抜等にも活用するとともに、ポイントの低い学生に対しては教務委員長及びアドバイザー教員との連携により個別に指導を行うこととしている。

これらは、学生便覧に明記するとともにオリエンテーションで説明している。

大学院の単位認定については、四日市看護医療大学大学院学則第22条に「各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者に単位を与える」と規定、同条2項に「各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したもの

とみなす」と規定している。

修了認定については、同大学院学則第 38 条にて「修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に 2 年以上在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない」、同条 2 項に「前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。」、同第 39 条に「課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が判定した合否の意見を聴取の上、学長がこれを行う」と規定している。

学位の授与に関する必要事項は、「四日市看護医療大学学位規程」に定めており、論文及び最終試験の審査基準は「四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準」として定めている。

#### 四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準

- 1 特別研究(修士論文)の審査基準は以下のとおりとする。
  - 1) 研究テーマは看護学の目的に照らして学術的あるいは社会的に、新規性、独創性、有用性が認められ、価値を有するものになっている。
  - 2) 研究の背景を理解し、問題意識が明確である。
  - 3) 研究の目的が明確化されている。
  - 4) 先行研究が十分に吟味され、研究テーマがどこまで明らかになり、関連文献がどの程度あるのかについて整理されている。
  - 5) 設定した研究テーマに整合する研究方法(調査対象者の選定、データの収集方法、分析方法)を用いて、適切に遂行できている。
  - 6) 研究目的に則った結果が、表や図を用いて分かりやすくまとめられている。
  - 7) 結果に示された事実から忠実に考察され、また文献を引用しての考察がなされている。
  - 8) 論文として論旨が一貫しており、結論が研究目的にそって、論理的かつ明確に導出されている。
  - 9) 論文の構成は緒言、方法、結果、考察、結論となっており、執筆の体裁が修士論文作成要領に則っている。
  - 10) 研究の実施において倫理的な問題が配慮されている。
- 2 課題研究の審査基準は、特別研究(修士論文)の審査基準に準ずる。ただし、審査基準の項目 1 の 1) に関しては、以下の文言を追加する。

専門看護師(CNS)としての看護実践に即した研究テーマである。

学生便覧には、上記の学則・規定等の加え、「論文提出資格・論文審査要領」を提示し、入学時・年度始めのオリエンテーション時の説明などで周知を図っている。

修了要件は、修士論文コースでは共通科目で 12 単位以上、専門領域科目で 8 単位以上、特別研究で 8 単位以上の計 30 単位以上、専門看護師(CNS)コースでは、令和 3(2021)年度から共通科目で 14 単位以上、専門療育科目で 24 単位以上、課題研究で 2 単位以上の計 40 単位以上としている。

成績評価については、学部・大学院とも、「成績の評価は 100 点満点とし、S (100～90) 点、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下) 評価をもって、S、A、B、C を合格とする」としているが、より適正な成績管理の観点から、令和 3 年度に相対評価の考え方も一部取り入れ、科目間の評価基準の平準化や授業難易度の改善につながるよう評価区分に応じた配分比率を導入した。

なお、大学院について進級基準の定めはないが、本学生はほぼ全てが社会人であることから、履修期間を 3 年まで選択可能とする「長期履修規程」があり、ホームページや学生便覧、学生募集要項等で周知している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位の認定は、学部・大学院とも成績評価の合格基準に基づいて厳格に運用されている。進級判定及び卒業認定については、教授会（大学院は研究科委員会）で厳格に審議されたのち、学長の決定を仰いでいる。

修了認定における学位論文の審査は、公平性を確保するため複数の教員による評価のため主査 1 人、副査 1 人をおき、さらに研究科委員会でも審議し、厳正に運用している。

#### ◇エビデンス（資料）

学生便覧（学部）

学生便覧（大学院）

四日市看護医療大学学則

四日市看護医療大学大学院学則

四日市看護医療大学教授会規程

四日市看護医療大学大学院研究科委員会規程

四日市看護医療大学学院長期履修規程

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定等は適正に運用している認識である。今後も厳正さを維持していく。

## 3-2 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学のカリキュラムは「大学の理念、学部の教育理念、教育目標、到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリックス型のカリキュラム」である。

平成 28（2016）年度、本学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーと同時にカリキュラム・ポリシーも見直しを行った。

大学ホームページや学生便覧等に明確に記述するとともに、オリエンテーションの際の説明においても周知を図っている。

#### 〈看護学科〉

看護学科では、以下の方針にしたがってカリキュラムを編成します。

- 1.大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリックス型のカリキュラムである。
- 2.人の支援に関わる専門職の育成という視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
- 3.設立の趣旨、大学の立地地域の特性をふまえ、地域社会の生活者の視点から、あらゆる場における人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
- 4.人の発達と生活を軸にライフサイクル・ライフプロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
- 5.健康の概念として、社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。

#### 〈臨床検査学科〉

臨床検査学科では、以下の方針にしたがってカリキュラムを編成します。

1. 基礎教育科目を通して、専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を持つ学生を育成する。
2. 専門教育科目を通して、専門的な知識や技能を育み、臨床検査技師としての確かな基盤を持つ学生を育成する。
3. 研究演習を通して、主体的な課題探求能力を養い、知識に裏付けられた問題解決能力を持つ学生を育成する。
4. 臨地実習を通して、知識・技能はもとより、医療人としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を持つ学生を育成する。

大学院のカリキュラム・ポリシーでは、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者の育成を目指している。

周知は学部同様に、大学ホームページ、学生便覧、学生募集要項等に提示し、オリエンテーションの説明等により周知を図っている。

#### カリキュラム・ポリシー（大学院）

本研究科では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために修士論文コースと専門看護師(CNS)コースを置く。カリキュラムは広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 共通科目は個々の大学院生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師(CNS)コースのどちらの大学院生でも履修できるように配置している。
2. 専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。
3. 修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅱ、特別研究Ⅲ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるように、全学的な指導体制をとっている。
4. 専門看護師(CNS)コースでは、急性看護学領域におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定されたコース教育を展開している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学部においては、ディプロマ・ポリシーから定められたカリキュラム・ポリシーのカリキュラム区分・目標が策定され、人・健康・社会とつながるなど、ディプロマ・ポリシーを具現化するための概念を示している。相互の関係は次の通りである。

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム区分
看護の専門性に基づく実践力	看護を実践する
社会人としての広い見識と高い倫理性	人とつながる
働く人を含む生活者の健康支援の視点	健康とつながる
ヘルスケアシステムにおける看護専門性と多職種との連携	社会とつながる
看護専門職としてのキャリア発達	未来につながる

大学院においては、ディプロマ・ポリシーにある「体系的な研究方法を体得すること」や「看護実践能力を体得すること」は、カリキュラム・ポリシーの「特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、特別研究Ⅲ、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱ」及び「専門看護師(CNS)コースにおける急性看護学領域の Cure（治療）と Care（苦痛の除去）を融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成」と対応しており、両者は一貫している認識である。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

履修系統図に到達目標を示し、カリキュラムを構成していることを可視化している。  
また、平成 26 (2014) 年度入学生から CAP 制度を導入し、1 年間の上限を 48 単位としている。学生便覧に記載し、オリエンテーションで説明をしている。

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程編成

区分	教育目標と科目名	
看護を 実践する	看護の原理	<p>看護の本質を理解し、看護の専門性・責務を自覚するとともに高度な知識と技術に基づき看護を実践できる能力を育てる</p> <p>1 年次科目：看護学概論、看護技術概論、ヘルスアセスメント 看護対象論</p> <p>2 年次科目：看護技術論 I、地域看護学概論、基礎看護学実習 I・II、看護技術論 II、看護過程論、家族看護学、学校看護学、地域看護活動論 I、コミュニティアケア実習</p> <p>3 年次科目：看護リスクマネジメント、在宅看護学、地域看護活動論 II</p> <p>4 年次科目：看護管理・看護マネジメント論、高度実践看護学入門、助産管理、統合実習</p>
	ライフプロセスと看護	<p>人の成長と生活を軸としたライフプロセスにおける健康課題を理解し、あらゆる健康レベルの人々の健康と QOL の向上に向けて看護実践できる能力を育てる</p> <p>1 年次科目：人間発達学、成人看護概論</p> <p>2 年次科目：成人慢性期援助論 I・II、老年看護学概論、小児看護学概論、母性看護学概論、精神看護学概論、リハビリテーション看護論、成人急性期援助論 I、老年看護援助論 I、小児看護援助論 I、母性看護援助論 I、精神看護援助論 I</p> <p>3 年次科目：成人急性期援助論 II、老年看護援助論 II、小児看護援助論 II、母性看護援助論 II、精神看護援助論 II、助産学概論、成人看護学実習 I・II、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習</p> <p>4 年次科目：助産診断・技術学 I・II・III、助産学実習</p>
	産業看護	<p>産業看護の知識・技術をもとに、働く人々の健康支援をあらゆる看護実践の場において実践できる基礎を育てる</p> <p>2 年次科目：産業看護概論</p> <p>3 年次科目：産業看護活動論 I・II</p>

四日市看護医療大学

人とつながる	ヒューマンケア・看護倫理	<p>豊かな人間性と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々と良好な人間関係を形成し、ヒューマンケアができる能力を育てる</p> <p>1年次科目：倫理学、ジェンダー論、心理学                  2年次科目：人間関係論、コミュニケーション論Ⅰ、ケアリング論                  3年次科目：コミュニケーション論Ⅱ、看護倫理、看護カウンセリング                  4年次科目：看護実践と自己洞察</p>
健康とつながる	統合体としての人間と健康	<p>身体的、精神的、社会的に統合された存在としての人間の健康を環境とのダイナミックな関係において捉え、生活者の視点から看護援助できる能力を育てる</p> <p>1年次科目：健康科学概論、人体のしくみと動き、健康スポーツ、基礎病態学、内部環境の調節、健康と生活行動の科学、健康社会要因論、保健医療統計学、診断・治療学概論                  2年次科目：治療学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ                  3年次科目：健康教育論                  4年次科目：周産期医学</p>
社会とつながる	ヘルスケアシステムと看護	<p>変化する社会状況を捉え、国際的視野で看護を考えるとともに、ヘルスケアシステムにおける健康支援の政策や展望を理解し、保健・医療・福祉の各専門職と協働して人々および地域の健康に寄与できる能力を育てる</p> <p>1年次科目：社会医療福祉論                  2年次科目：公衆衛生学、ヘルスケアシステム論、国際看護事情、保健医療福祉行政論、疫学                  3年次科目：専門職連携、国際看護学、地域看護活動論Ⅲ、地域の保健医療・看護・福祉の現状と課題                  4年次科目：災害看護学、地域看護活動論Ⅳ、地域看護学実習Ⅰ・Ⅱ</p>
未来につながる	教養とキャリア発達	<p>幅広い教養と広い視野での見識を育て、それを基盤に看護を主体的に学び続け、看護の課題を創造的に追求する基礎能力を育てるとともに将来看護専門職としてキャリア発達できる基礎を形成する</p> <p>1年次科目：哲学、少子高齢社会論、環境科学論、科学的思考論、生物、基礎英語、コンピューターリテラシーⅠ・Ⅱ、基礎セミナーⅠ・Ⅱ、地方自治論、ボランティア論、化学、情報科学概論、統計学、法学、経済学、医療英語コミュニケーション                  3年次科目：看護教育・キャリア発達論、国際関係論、看護研究、研究演習Ⅰ                  4年次科目：地域政策論、研究演習Ⅱ</p>

また、授業効果をあげるため特定の授業科目には先修条件を付け、知識・技術のより確実な修得を目指している。先修条件をつけている授業科目は以下の通りである。

履修科目	左の授業科目を履修するために修得しておかなければならない授業科目（先修科目条件）
------	--

四日市看護医療大学

基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論、看護技術論、ヘルスアセスメント、看護技術論Ⅰ
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ（日常生活援助）、看護技術論Ⅰ、看護過程論【中間試験に合格した者】
コミュニティケア実習	地域看護学概論、産業看護学概論
統合実習	3年次配当実習科目を全て修得
成人看護学実習Ⅰ	成人急性期援助論Ⅱ（救急看護）
老年看護学実習	老年看護学援助論Ⅱ（高齢者の健康障害と看護）
小児看護学実習	小児看護援助論Ⅱ（子どもの健康障害と看護）
母性看護学実習	母性看護援助論Ⅱ（周産期の看護）
精神看護学実習	精神看護援助論Ⅱ（精神障がいと看護）
在宅看護学実習	在宅看護学
助産学実習	助産学概論 周産期医学【科目試験合格した者】 助産診断・技術学Ⅰ【科目終了試験に合格した者】 助産診断・技術学Ⅱ【科目終了試験に合格した者】 助産診断・技術学Ⅲ【科目終了試験に合格した者】 地域看護活動論Ⅲ 看護管理・看護マネジメント論【科目終了試験に合格した者】 母性看護学実習
地域看護学実習Ⅰ	産業看護活動論Ⅰ、産業看護活動論Ⅱ
地域看護学実習Ⅱ	地域看護活動論Ⅱ（地区診断）、 地域看護活動論Ⅲ（地域の健康支援Ⅱ・危機管理）

【備考】統合実習は、3年次開講実習科目7科目のうち6科目単位修得以上は可とする。

大学院は、「修士論文コース」「専門看護師（CNS）コース」の2コース、「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の3分野、「基礎看護学領域」「在宅看護学領域」「看護管理学領域」「産業看護学領域」「母子支援看護学領域」「急性看護学領域」「慢性看護学領域」「老年看護学領域」「精神看護学領域」の9領域体制としている。

科目については、広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」を開設するとともに、学修段階、順次性を考慮し、1年次に「共通科目」と「専門科目」「特別研究Ⅰ」、2年時に「研究論文の作成のための専門科目 特別研究Ⅱ・Ⅲ」並びに「実習」を配置し、修士論文又は課題研究に係る研究指導體制を整備した体系的な編成となっている。開講科目、単位数については、専門看護師コースにおける日本看護系大学協議会・専門看護師教育課程（26単位）の認定要件をすべて満たす内容となっている。

なお、学生が体系の中で個々の科目の位置づけを理解し、自らの目的、目標に従って主体的に学んでいけるように、シラバスには教科ごとに、ディプロマ・ポリシーに示す4観点のいずれの実現につながるかを示した上で、到達目標、各回の具体的な授業内容、参考資料、評価基準をわかりやすく明記しているほか、学生便覧等には、コース、専攻



分野・領域ごとの履修モデルを提示している。

平成 29 (2017) 年度、学生の研究力強化の観点からカリキュラムの改善を検討し、研究関連科目の再編、共通科目の整理統合を行った。研究科委員会、教育推進・学生支援センター会議等の審議、学長・理事会の承認を得て、平成 30 (2018) 年度から新カリキュラムを運用している。また、専門看護師 (CNS) コースは、日本看護系大学協議会・専門看護師教育課程の改正に準じ、令和 3 (2021) 年に 38 単位への移行を実施したところである。

### 3-2-④ 教養教育の実施

カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育を充実させている。1 年次には、大学で学ぶために必要な「聴く」「読む」「書く」「調べる」「整理する」「まとめる」「表現する」「伝える」「考える」の 9 つの力を養うため、「基礎セミナー I」を開講している。

「情報」、「コンピューターリテラシー」、「統計学」、「少子高齢社会論」、「ボランティア論」「倫理学」、「コミュニケーション論」などの社会状況を踏まえた科目や、「基礎英語」「医療英語コミュニケーション」、「国際看護事情」など、国内だけでなく視野を広げるための科目などを学修できるようにしている。

大学院では、1 年時に「共通科目」を実施している。共通科目は、広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成されており、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることが出来る能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目的に適う科目と位置づけている。

今後は、より多角的な視点を身に付ける意味から、リベラルアーツ教育も意識し、カリキュラムに反映させていきたい。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫として、1 年次の必修科目である「基礎セミナー I」及び「基礎セミナー II」は大学で学ぶ 9 つの力が必要だとして、それらの力が段階的に身につけられるように少人数制にするとともに、「基礎英語」及び「コンピューターリテラシー I」「コンピューターリテラシー II」については、教育効果を考慮して 3 グループ編成で行っている。看護学の演習科目についても必要に応じてグループ編成し、学生が十分に演習を行える体制をとっている。

「小児看護学概論」、「在宅看護学」「母性看護学概論」等の授業では、PF-NOTE やインタラクティブプロジェクター、マルチタッチスクリーン液晶ディスプレイを用いて学生がより主体的に参加する授業に取り組んでいる。

また、コロナ禍において、遠隔及び対面を組み合わせたハイブリッド型授業の導入などの工夫を行った。

また、大学院では学生が自ら問題を発見して向き合い、考え、解決する力を養うとともに、発表や議論を通して、表現力やコミュニケーション能力が磨かれるよう、学生の発表や議論を中心とするゼミナール形式の教授法を積極的に取り入れている。教員それぞれが、課題の設け方、議論やプレゼンテーションの仕方、情報機器の活用法等につい

て工夫を凝らしながら、学生が積極的に参画し能力アップにつながる効果的な教授方法の開発に取り組んでいる。そのため、教育力・研究指導力のレベルアップに向けて研修会に参加するなど、研鑽を重ねている。

さらに、学位論文の作成過程においては、「研究計画検討会」、「研究計画発表会」を開催し、専攻領域の指導教員以外の他の教員からの助言、指導を受けられる体制としている。

その他、大学・大学院ともシラバスには「事前学習」や「事後学習」として必要な内容と時間を記載しており、学生の自主性と効果的な授業への認識を促している。

#### ◇エビデンス（資料）

学生便覧（看護学科、臨床検査学科）

学生便覧（大学院）

シラバス（看護学科、臨床検査学科）

シラバス（大学院）

#### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、授業評価アンケートなどを通じ学生の声を把握し、学生がより理解しやすい授業展開となるよう FD 委員会・実習委員会・教務委員会を中心に、情報交換や研修会など実施していく。

また、指定規則の改正に伴いカリキュラムを見直し、令和 4 年度入学生からは新カリキュラムの運用を開始することとなっており、更なる教育効果の向上を目指す。

### 3-3 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修状況として、令和 3(2021)年度の学生の平均修得単位数は、看護学科が 1 年次で 46.6、2 年次で 88.1、3 年次で 125.2、4 年次で 135.6 となっており、臨床検査学科が 1 年次で 50.8、2 年次で 101.4 といずれも良好な結果である。

国家資格を必要とする職種を育てるという意味においてその合格率は重要なものとなる。例外的に令和 3 年保健師の国家試験合格率のみ 0.3 ポイント全国平均を下回ったが、全国平均を上回る成績の推移が常である。

4 年生には学力測定と国家試験の合格を目指し複数回の国家試験対策模試を課してい

る他、1～3年次生の低学年に対しても解剖生理や病理学のテストを実施している。

近年3ヵ年の国家試験（新卒）及び就職の状況は以下の通りである。

国家試験（看護師・保健師・助産師）

	令和元（2019）年度			令和2（2020）年度			令和3（2021）年度		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格数	合格率
看護師	119	118	99.2	112	110	98.2	111	110	99.1
保健師	48	48	100	51	51	100	41	38	92.7
助産師	8	8	100	10	10	100	8	8	100

就職・進学

	令和元（2019）年度卒			令和2（2020）年度卒			令和3（2021）年度卒		
	希望者	決定者	決定率	希望者	決定者	決定率	希望者	決定者	決定率
就職	118	118	100	110	110	100	108	108	100
進学	0	0	—	0	0	—	1	1	100

大学院では、学位申請論文が最終的な学修成果を測る主たる評価指標となっており、定められた審査基準に従い、厳正・公平に審査を実施した上で、学位を授与している。

学生に対しては、指導教員の開講科目を軸として継続的に専門領域の研究指導を行うとともに、学位論文作成に関する具体的な支援を行っており、2年次4月または9月に行われる「研究計画発表会」、続く研究計画検討会において、研究計画案に対し、指導担当教員以外の教員から指導を受ける機会を設けている。また、修了予定の3月または9月の「研究論文発表会」は、大学院全教員が最終的な学修成果を点検・確認する機会としている。

学位申請論文の審査については、「四日市看護医療大学学位規程」に則り、研究科の教員の内から選出された委員3人により構成される審査委員会によって実施され、「四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準」に基づき、申請のあった学位論文に対する審査及び口頭による試問を行っている。審査委員会は、審査結果を研究科委員会に報告し、その報告に基づき研究科委員会において学位の授与を審議している。学位授与の可否の議決は出席委員の内3分の2以上の賛成を必要としており、最終結果は学長に報告され、学位授与の可否は学長が認定することとしている。

研究科委員会・教務担当者会議では、年度ごとの自己点検・評価活動を通して、学位申請論文の審査結果に加え、論文作成過程における学生の取り組み方、各教科の受講状況、大学院教員から寄せられた意見、大学院研究環境評価調査における学生からの意見、専門看護師（CNS）認定試験の合格状況などのデータを総合的・多面的に判断し、教育目標の達成状況、教育課程の編成・実施方針の適切性についての点検・評価を行っている。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

## フィードバック

大学では学生に対して「授業評価アンケート」を実施しており、その結果は、教育推進・学生支援センター会議、教授会、学科会議で報告されるとともに、個々の意見が該当教員へ知らされる仕組みとしている。教員は対応策を明示することが義務付けられており、その対応策を学生へフィードバックすることとしている。

また、実習先においては、会議の中で実習施設の管理者・指導者から、実習における学生の態度や学修状況について指摘や要望を受け、実習環境や指導方法、教育内容の改善に対応している。その他、卒業生がいる実習先では、卒業生の状況などの情報を併せて収集し、学修成果を把握して以降の教育活動に活かしている。

大学院では、教務担当者会議による学修成果の点検・評価の結果は、研究科委員会において報告され、学修・研究指導やカリキュラムの改善に反映させている。

また、大学院では院生に対して「研究環境評価調査」を実施しており、その結果を研究科委員会で協議し、早期対応を行っている。

看護職者の大学院進学目的・動機として、専門看護師(CNS)あるいは認定看護師等の資格取得志向が強くなっている中、専門看護師(CNS)認定試験の合格率を高めるため、関連病院とも協同しながら教員一同が連携し取り組んでいる。

なお、専門看護師(CNS)コースは26単位から38単位への移行について、令和2年(2020年)の申請手続きを終え、令和3年(2021)年度から移行し、共通科目を増やしてA群とB群に整理した。

### ◇エビデンス(資料)

就職進路先一覧

授業評価アンケート

大学院研究環境評価調査

### (3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

学修成果としては、国家試験の合格率や就職率を高い水準で維持できていると考えているが、国家試験全員合格を目指し、さらに低学年からの指導を強化する。

今後、就職先への訪問による意見交換や卒業生向けアンケートや就職先アンケート等を実施し、卒業生がどのように感じているのか、就職先では本学卒業生がどのような評価を受けているのかなどをより正確に把握し、今後の本学での教育活動に役立てていく。

### 【基準3の自己評価】

大学の教育目的から導かれたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを広く周知・公開できている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、編成され、履修系統図によりディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの一貫性がわかり易く示している。

単位認定、進級基準、卒業認定等についてもディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、教授会(大学院は研究科委員会)を通じて厳格に運用されている。

このような中で、高い水準の国家試験合格率や就職率を維持してきていることは適切

な学修成果の評価であると認識している。

今後も学修状況、資格取得状況、就職状況、学生による授業評価、大学院生による研究環境評価への対応など、多面的に評価を進め、教育の質を高めるための活動をさらに充実させていく。

## **基準 4 教員・職員**

### **4-1 教学マネジメントの機能性**

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

#### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

大学運営に関する重要事項は、大学の最高意思決定機関である「大学運営委員会」において審議・決定される。この委員会は、議長となる学長、副学長、両学科長、研究科長、教育推進・学生支援センター長、事務局長で開催するが、法人本部の理事 2 名を加えており、法人も合わせた一元的な意思疎通が図れる体制を整えているとともに、事務局の各課長も参加している。主な審議事項は、学則等諸規程の制定・改廃、教員配置計画、入試基本方針ほか大学運営にかかる重要事項で、これらが大学の設置目的に沿っているか、また経営面での健全性が確保されるかについて審議を行う。

平成 27 (2015) 年から、それまで教務委員会、学生委員会など委員会ごとで原案を作成し、教授会で審議・決定していた教学に関する事項を、より効果的に審議・決定・実施するために、「教育推進・学生支援センター」を立ち上げた。このセンターは「本学における教育活動を推進するとともに、学生の生活、学習支援を適正かつ円滑に行い、教育の充実に寄与するための教学マネジメントを推進することを目的」とした機関で、教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門及び事務部門の 4 部門からなる教職協働のセンターである。教育推進部門には、教育推進委員会、教務委員会、実習委員会、FD 委員会が、学生生活部門には、学生生活委員会、保健室、学生相談室が、キャリア支援部門には、キャリア支援委員会、就職支援室、国家試験対策室が、事務部門には教学課がそれぞれ置かれている。このセンターには重要事項を審議するため教育推進・学生支援センター会議を置いているが、この会議の議長は学長としており、副学長、学科長、研究科長、事務局長を構成員に入れることで全学的な教学マネジメント体制を組んでいる。学長のリーダーシップにより、大学院も含め、教学に関する重要事項を少人数で集中的に審議することができている。

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

学校教育法改正に基づく教授会の規程改定により、平成 27 (2015) 年 4 月から、教授会の役割は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、そのほか教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるに留まること

となった。

そこで、全学的な教学マネジメントを構築するために、教育推進・学生支援センターの議長を学長とした。これにより、学長は大学運営委員会の大学側トップであり、その下に組織された教育推進・学生支援センター会議及び教授会の議長であり、学長のリーダーシップの下に大学が運営される体制は整ったといえる。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教育推進・学生支援センターには教員で構成される教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門に加え、事務職員で構成される事務部門があり、教職協働の教学マネジメント体制を取っている。

また、センターに置かれている教育推進委員会、教務委員会、実習委員会、FD委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会の各委員会には事務部門長である教学課長が委員に入っており、職員の視点から各委員会に関わっている。

#### ◇エビデンス（資料）

四日市看護医療大学運営委員会規程

四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度に教育推進・学生支援センターを立ち上げ、適切な権限の分散や責任の明確化が進み、本学の教学マネジメント体制が円滑に推移していると考えている。

### 4-2 教員の配置・職能開発等

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和 3（2021）年 5 月現在、本学専任教員は 57 人、内訳は、教授 19 人、准教授 12 人、講師 14 人、助教 5 人、助手 7 人である。看護学科教員が 39 名、臨床検査学科教員が 18 名を配置し、必要な確保と配置がなされていると考える。

教員の採用については、本学教員人事審議会において「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に則って行われている。教員人事審議会は会長である学長を始め、学科長、研究科長、事務局長で構成され、会長が必要と認める場合には審議委員以外の者

を出席させることができることとしている。

採用については、「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に基づき、原則として毎年7月末日までに採用を必要とする人数、担当授業科目名、職位、採用学期、採用を必要とする理由等を記載した「翌年度に係る教員等配置計画書」を作成し、教員人事審議会で審議、計画的な選考をしている。

昇任については、「四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程」に基づき、申請者が11月末日までに学科長へ提出、学科長から学長へ提出後、教授会に報告され、教授会が設置する専任教員等昇任審査委員会で、「四日市看護医療大学看護学部専任教員昇任審査基準細則」に基づき審査している。

平成28(2016)年には昇任審査基準へ新たに「授業評価」を追加し、審査における一層の厳格化・適正化を図ったところである。

これらを基に、令和2(2020)年度には教員3名の昇任(講師へ2名、助教へ1名)が認められた。

#### 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質・能力向上への取組みについては、本学では、開設当初よりFD委員会(学部)及びFD担当者会議(大学院)を中心として、教員の資質・能力向上に取り組んでおり、毎年研修会を実施するほか、学生への授業アンケートや授業環境に対する意見交換会を実施し学生の声を反映させる仕組みを整えている。教員や助手を対象とした直近3年間(2019から2021年)の研修会は以下の通りである。

令和元(2019)年度

第1回研修会	日時：令和元8月8日 講演：三重県立大学 学長 菱沼典子 氏 演題：カリキュラム改正に向けて
--------	--

令和2(2020)年度

第1回研修会	日時：令和3年3月24日 講演：四日市医師会 会長 加藤尚久 氏 演題：四日市市における安全安心の地域医療について
第2回研修会 (オンライン)	日時：令和3年3月25日 講演：京都橘大学 看護学部長・研究科長 河原宣子 氏 演題：看護実践に活かす外部資金の獲得

令和3(2021)年度

第1回研修会 (学内研修)	日時：令和3年8月5日 ① 講演：ダニエル・カーク教授「私の授業方法～魅力ある授業の実践～」 ② 発表：鈴木真紀子講師「オンライン講義でのアクティブラーニング導入」 杉浦諭准教授「office365 Formsを活用した小テスト」 多次淳一郎講師「コロナ禍における在宅看護学実習の工夫と効果」
------------------	--



	日比千恵准教授「母性看護学実習での新しい学びのかたち」
第2回研修会 (オンライン)	日時：令和3年8月26日 講演：四日市大学総合政策学部 三田泰雅教授 演題：科学研究費のすすめ

◇エビデンス（資料）

- 四日市看護医療大学教員人事審議会規程
- 四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程
- 四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程
- 四日市看護医療大学看護学部専任教員昇任審査基準細則

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保と配置については、教育課程に沿ったものとなっている。

看護の専門分野によっては教員の獲得がより難しくなることが懸念されるが、それを念頭に改善への努力を重ねる。

昇任については、勤務評価制度の更なる活用など、より客観的かつ多角的な評価の実施を進めていく。

コロナ禍で研修が幾度か中止される事態があったが、FD活動については、今後ますます多様化する教育の時勢に合った内容を協議・検討し、より良い内容を追求していく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

日常業務を通じたOJTを含め、大学職員としての能力の向上とともに、社会人としての資質向上を図るため、学内・学外の研修等を通じてその取組みを進めている。

単に事務処理能力を向上させるだけでなく、学長や教員組織との連携関係のもと、主体的に企画・立案能力を発揮し、課題解決を実践する能力や大学運営能力を養うことも意識しており、大学の3つのポリシーに基づく自己点検・評価及び内部質保証に関する事、教学マネジメントに関わる専門的職員の育成、大学改革、高大接続、IR、その他業務領域の知見向上に関わる取組みなどを実施している。

コロナ禍の影響で受講が難しかった年度もある中、自己研鑽の機会を絶やさぬ意識をしてきた。

四日市看護医療大学

令和元年度

テーマ	開催	講師等	会場	参加
高大連携合同研修	8月	進学コンサルタント 京塚正成 氏	本学	教職員
IR組織の設置と活動へ向けた課題の克服	11月	広島市立大学 特任助教 山咲博昭 氏	名古屋大学	IR 課員
大学業務における働き方改革の取組	11月	NPO 法人実務能力認定 機構	東京 早稲田大学	事務局員
創造力強化研修 クリエイティブシンキングのためのマインドとスキル	1月	株式会社インソース公 開講座	名古屋市	IR 課員
私学連携協議会みえ合同研修 「アカデミックハラスメント」	12月	株式会社ハーモニック リエイション	津市	教職員
コンプライアンス（個人情報） 研修	1月	株式会社インソース 公開講座	名古屋市	担当教員
企画力研修～企画立案から企画書 作成までの流れを学ぶ	2月	株式会社インソース 公開講座	名古屋市	担当職員
IR 担当教職員セミナー	3月	名古屋大学 高等教育研究センター	名古屋大学	IR 課員

令和2年度

テーマ	開催	講師等	会場	参加
大学におけるハラスメント防止セ ミナー	7月	株式会社ヒューマン・ク オリティー	(遠隔)	事務職員
管理職研修 「マネージャーとし ての課題を整理する」	9月	株式会社インソース	名古屋市	事務職員
IR データを活用した教育改善や学 生満足度 100%に向けた取り組み	8月	コンソーシアム京都	(遠隔)	IR 課員
I R e r 養成講座 (2日間)	12月	愛媛大学 教育・学生支援機構	(遠隔)	IR 課員
コロナ騒動と大学教育の踏ん張り どころ	10月	岐阜大学 基盤教育センター	(遠隔)	事務局員
学生はオンラインに何を求めている のか	12月	私学連携協議会みえ	(遠隔)	教職員
ハラスメント研修	3月	株式会社ハーモニック リエイション	(遠隔)	教職員

令和 3 年度

テーマ	開催	主催等	会場	参加
(若年層研修) 私立大学の基本法令 大学の窓口対応	オンデ マンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	新入職員
(若年層研修) 大学教務の基礎知識	オンデ マンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	新入職員
(若年層研修) 入試部門担当者に求められること	オンデ マンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	新入職員
(若年層研修) 私立大学の財政と私学助成	オンデ マンド	日本私立大学連盟	(遠隔)	新入職員
ロジカルシンキング研修	6月	株式会社インソース	名古屋	事務職員
新人フォロー研修	10月	株式会社インソース	名古屋	事務職員
臨検監督セミナー	9月	大阪労働基準連合会	(遠隔)	事務職員
研究倫理委員のための勉強会	3回	東京大学 医科学研究所	(遠隔)	事務職員
これからの大学職員「I R e r」	11月	コンソーシアム京都	(遠隔)	担当職員
カリキュラム・コーディネーター 養成講座 (2日間)	12月	愛媛大学教育企画室	(遠隔)	担当職員
私学連携協議会みえSDFD研修 「著作権について」	12月	弁護士 中村紘也	(遠隔)	教員職員
ハラスメント研修	3月	弁護士 森田明美 (みなと法律事務所)	(遠隔)	教員職員
個人情報保護研修	2月	株式会社インソース	(遠隔)	担当職員

### (3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

大学規模に応じた少ない人員であるため、階層別研修など系統立てた研修体制が難しいが、職員一人ひとりの知識習得はもとより、厳しい大学間競争を勝ち抜くことができるよう大学経営に対する意識の向上を一層図っていく。

#### ◇エビデンス (資料)

四日市看護医療大学スタッフディベロップメント規程

#### 4-4 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員へ研究室を整備している。研究室は本館 3～5 階と B 館 5 階にあり、助教・助手は共同研究室、講師以上には個別の研究室が与えられている。また、全教員に館内入り口の鍵を貸与しており、いつでも研究活動が行える体制としている。

科学研究費に関しては、担当課（会計課）から詳しく助言等を行い、研究促進の支援を行っている。

今後は、研究支援のため専門業者による研究者への科研費申請への助言体制や個別相談体制などを導入し、教員の研究力の向上に繋げていくことを模索中である。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては、「四日市看護医療大学研究倫理規程」を定め、研究における倫理的基準を充たしているかについて「四日市看護医療大学研究倫理審査要領」に従い、研究倫理委員会（学部）または研究倫理担当者会議（研究科）で厳正に審査している。

また、研究活動に係る不正行為防止のために「四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程」を、公的研究費の不正使用に関しては「四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」及び「四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」をそれぞれ定め、厳正に運用している。

厳格な運用を図るための適切な知識習得のため、全ての教員及び研究科学生に、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する e ラーニングプログラムの受講を毎年義務付けている。

その他、教職及び職員が外部機関の治験審査委員会委員や研究倫理委員会委員を務めるなど、研究倫理に対する認識は高いと判断している。

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費については、「四日市看護医療大学個人研究費取扱内規」を定め、助手から教授まで職位に応じて個人研究費を支給している。具体的には教授に年間 48 万円、准教授に 45 万円、講師に 40 万円、助教に 35 万円、助手に 24 万円と一定水準の研究費を支給し研究意欲の促進を図っている。

また、「四日市看護医療大学特別研究費取扱規程」により、本学の附置機関である「地域研究機構」において、本学の学術研究の水準の向上に貢献すると認められるもので、

個人研究費の範囲では行うことのできない研究を専任教員が一人若しくは共同で行う研究に対して特別研究費を支給している。そのほか、寄付金を原資とする「宮崎徳子研究奨励金」などで教員の研究活動を支援している。外部資金に係る間接経費に関しても、「四日市看護医療大学外部資金に係る間接経費取扱規程」を定め、教員の研究支援になるよう適切に運用している。

外部資金の導入に関しては、「四日市看護医療大学共同研究取扱規程」、「四日市看護医療大学受託研究取扱規程」を整備し、「四日市看護医療大学公的研究費取扱規程」などにより、教員の研究活動を支援している。

#### ◇エビデンス（資料）

四日市看護医療大学研究倫理規程

四日市看護医療大学研究倫理審査要領

四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程

四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程

四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン

四日市看護医療大学個人研究費取扱内規

四日市看護医療大学特別研究費取扱規程

地域研究機構設置規程

宮崎徳子研究奨励金内規

四日市看護医療大学外部資金に係る間接経費取扱規程

四日市看護医療大学共同研究取扱規程

四日市看護医療大学受託研究取扱規程

四日市看護医療大学公的研究費取扱規程

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援に関しては、規程等に則り厳正に実施しているが、教員の研究に対する意識をより高める工夫を考えるとともに、研究倫理に関する啓発活動や研究へのサポートなど、大学として積極的に教員の研究活動を支援する体制を更に整えていきたいと考える。

今後、教員の研究力向上のため、科学研究費の申請にかかる助言や指導を行なう専門業者等との契約を通じて、研究者が気軽に相談でき様々な疑問にも速やかに対応できる環境を整えることなど、一層の研究力の向上に繋がりたいと考えているところである。

#### 【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントについては、教育推進・学生支援センターの立ち上げなどにより、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えた。

教員の配置・職能開発については、FD 委員会が教員の教育力向上のための各種研修会を実施するとともに、授業評価アンケートの活用など教員の職能開発のための活動を行っている。

研究支援については、研究倫理に関する規程等を整え研究倫理に関する研修の受講を義務付けるなど適正な体制は整っていると考えている一方、今後の研究活動がより活発

化されるよう、教員の研究活動推進のための環境整備を積極的に進め、教員の意識向上に向け努力していく。

将来的には、学内で研究支援に関する専門部署の設置なども視野に入れ、研究環境の整備向上を大きく進展させたい。

## **基準 5 経営・管理と財務**

### **5-1 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

本学園では、寄附行為の第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」とその目的を明確に示し、すべての教職員に対しては、就業規則において「学校法人暁学園職員は教育基本法ならびに建学の趣旨に沿い、心身ともに健康な国民の育成を期して、その責務を誠実に遂行し明朗真摯にして秩序ある学園の実現に務めなければならない。」と求めている。

また、寄附行為では学園の最終意思決定機関である理事会並びに理事長の諮問機関である評議員会の設置等について定めており、その施行規則において理事会に提出すべき議案や理事会に報告すべき事項、評議員会の議決事項や報告事項を明記しているほか、「学校法人暁学園組織規程」、「学校法人暁学園事務分掌規程」等において法人の管理及び運営に関する基本的事項を定め、「学校法人暁学園公益通報者保護規程」等により法令・規則の遵守を通じた法人の維持を図っている。

さらに、「暁学園経理規程」「暁学園資金運用管理規程」「暁学園私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程」などの規則を制定し、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「学校法人会計基準」等の法令とともに遵守する中で、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

本学園では寄附行為の第 3 条において定める使命・目的を実現するため、5 カ年ごとの中期経営計画を策定し、それを事業推進の基礎に掲げて継続的に鋭意努力を重ねてきた。中期経営計画を着実に遂行するにあたっては、本学園の最高意思決定機関である理事会の意思決定のもと、中期経営計画を基礎とした年度ごとの事業計画の策定やその計画に必要な予算編成を行うなど、事業推進のための諸条件の整備も継続して行っている。

四日市看護医療大学の学則には「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職人を育成することを目的及び使命とする。」とさらに具体的な大学における使命・目的も定めており、その実現に向けて、現在、第 7 次中期経営計画を遂行中である。

また、本学では大学運営に関する最高意思決定機関として「大学運営委員会」が設置されており、これが本学における管理部門と教学部門との連携の基盤となっている。設

置については、学則で「本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため大学運営委員会を置く」と明記し、必要な所掌事項等を四日市看護医療大学大学運営委員会規程で定めている。

そのほか、開学当初の平成 19（2007）年度から四日市市副市長を委員長とする「四日市看護医療大学運営協議会」を設置し、大学側は学長、学科長、学園理事らを、四日市市側は副市長のほか、教育長や政策推進部長らをメンバーとして、大学運営状況の報告やより良いあり方などについての協議を毎年継続して行っており、第三者のチェック等を受けながら、より地域の保健、医療、福祉に寄与し得る看護医療専門職人の育成を目指し、継続的に教育・研究への取り組みを進めているところである。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は環境保全に対する基本理念を「持続可能な循環型社会の実現に貢献するため、地球環境問題の重要性を認識し、教職員及び学生一人ひとりが環境への配慮に自覚と責任を持ち、教育・研究活動をはじめとするキャンパスにおける全ての活動を通じて、豊かな地球環境の保全という視点に立ち、環境負荷の低減に向け積極的に貢献することである。」とし、この理念に基づく環境基本方針を下記の通り定めており、大学ホームページや学生便覧等で周知を図っている。

- ①省資源・省エネルギー及び廃棄物の減量・再資源化に努める。
- ②環境に関する法令等を遵守する。
- ③地球環境問題についての教育・研究及び啓発活動に取り組む。
- ④環境方針は積極的に公表していく。

本学の人権への対策としては、世界人権宣言、日本国憲法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、労働法、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、本学で学び、研究し、働く全ての人に対し、ハラスメント、様々な差別や偏見などの人権侵害を防止・排除するとともに、個人の人権が尊重され、安全で公正な環境の下で学び、研究し、働く権利を保障するために「ハラスメント対策ガイドライン」を定めている。このガイドラインに基づき、ハラスメントの防止に努めるとともに、発生したハラスメントに厳正に対処するものとしている。これらを実効性高いものとするため、ハラスメント対策委員会が中心となり啓発活動や研修等を通じて理解を深める努力を続けている。

また、本学では、教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とし、安全衛生管理体制を整えていくために、労働安全衛生法に基づき「安全衛生委員会」を設置している。委員会は、総括安全衛生管理者、産業医、教職員代表で構成されており、毎年、学内巡視・職場巡視をはじめ、定期健康診断の受診率 100%の啓発、インフルエンザ等の感染症への対応やストレスチェックによる傾向分析及び個別対応、ウォークラリー等の健康促進事業の実施、更に全国・地方の安全衛生関連行事の周知・啓発活動など、精神的観点と物理的観点の双方から学内の労働環境を注視している。

令和元（2019）年から令和 3（2021）年のストレスチェックにおいても、全教職員のストレス結果である健康リスク（「量コントロール」及び「職場の支援」の合計）からも、総じてストレスが低い状況で推移している診断がなされ、良好な労働環境水準を維持し



ているという認識である。

ストレスチェック診断（健康リスク点数） ※低い点ほど良好

年 度	2019		2020		2021	
項 目	健康総合リスク					
職 別	教員	職員	教員	職員	教員	職員
大 学	103	80	94	90	89	72
全国平均	100	100	100	100	100	100

その他、大規模災害の発生時の対応策として、「消防計画（防火・防災共通）」、「防災マニュアル」を作成しており、大規模災害が発生した際の避難誘導、救助、消火等の具体的な分担と対策を定め、防災訓練を年1回実施している。防災訓練は、学生・教職員とも全員参加で実施しており、避難や安否確認等のほか、非常食の準備や配給、AED講習等を行って防災意識の向上を図っている。

また、本学の教員や学生が四日市市の消防団に自主的に参画しており、機能別団員として保健師や防災士の資格を活かした役割を担い、自治体の消防訓練や被災地支援等に積極的に参画するなど、地域の啓発活動等に貢献している。

将来的には災害対策専門のチームをつくり、より効果的な対応ができるような仕組みを整えたい。

#### ◇エビデンス（資料）

- 学校法人暁学園寄附行為
- 学校法人暁学園寄附行為施行規則
- 学校法人暁学園組織規程
- 学校法人暁学園事務分掌規程
- 学校法人暁学園公益通報者保護規程
- 学校法人暁学園経理規程
- 学校法人暁学園資金運用管理規程
- 学校法人暁学園私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程
- 学校法人暁学園第7次中期経営計画
- 四日市看護医療大学運営委員会規程
- 四日市看護医療大学学則
- 四日市看護医療大学運営協議会設置要綱
- 四日市看護医療大学環境方針
- 四日市看護医療大学ハラスメント対策ガイドライン
- 四日市看護医療大学ハラスメント対策委員会規程
- 四日市看護医療大学安全衛生委員会規程
- 四日市看護医療大学消防計画（防火・防災共通）
- 四日市看護医療大学防災マニュアル（防火・防災共通）

ストレスチェック分析結果レポート

**(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）**

今後も寄附行為や諸規程の遵守を徹底させることは当然のことながら、法令等の改正にも即対応できるように常に細心の注意を払っていくことで、適切な学園運営を継続させる。

また、使命・目的を実現させるためには、中期的な計画とそれに基づく年度ごとの事業計画及び予算措置が必要となる。今後も引き続き、事業計画の策定とそれに基づく予算の編成を継続し、さらには四日市市との大学運営協議会についても継続し、これまでと同様に定期的に第三者の意見を取り入れることによって、さらに大学運営を向上・発展させる。

## 5-2 理事会の機能（省略）

### 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

暁学園の管理運営機関として、法人には理事会及び常任理事会が設置され、大学には大学運営委員会が設置されている。

学園の最高意思決定機関である理事会では、理事長が遺憾なくリーダーシップを発揮できる体制とするため、理事長業務を補佐する常務理事のほか、総務・財務を担当する総務財務担当理事を置いている。また、大学の学長も理事として選任されており、理事長がリーダーシップを発揮しつつも、法人部門と大学部門の双方が意思疎通し、互いに連携しながら協議を進めることが可能となっている。

また、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会は学長が委員長を務めるが、委員会へ学園理事（2名）が参画しており、法人と大学間相互の意思伝達や大学運営の周知等が円滑に行われている。

理事会の諮問機関である評議員会においては、四日市看護医療大学からは学長、副学長ら3名が選任されていることから、法人部門と大学部門が理事会の審議事項や運営に対して相互にチェックし合える体制ができあがっている。

監事は寄附行為の定めにより2名を選任しているが、監査業務において業務・財務に対するチェックを行うほか、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて理事会運営に対して意見を述べるなど、法人部門と大学部門の両サイドの運営に対してチェック機能が働いている。

また、平成31年4月に学園内に内部監査室を設置し、監査機能の強化を図ったところである。

#### ◇エビデンス（資料）

四日市看護医療大学大学運営委員会規程  
学校法人暁学園内部監査規程

##### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事会の下に設置された常任理事会では、理事会の事前協議の場としての機能を果たしており、意思決定を円滑に行うため極めて重要な役割を有している。今後も法人・大学間の情報共有を密に図った上で事前協議する体制を継続させていく。

また、法人及び大学が互いにチェックする体制は健全な学園運営を継続する上におい

て必要不可欠である。理事会の諮問機関である評議員会においては今後も構成メンバーに複数の大学部門の教職員を選任し、大学運営委員会においては法人サイドの理事や事務長を委員としていくことで万全なチェック体制の維持を図る。

さらに、監事の監査業務を支援することを目的として設置した「内部監査室」の稼働により一層の監査機能の向上に繋げている。

#### 5-4 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、昭和 63（1988）年より 5 カ年ごとに暁学園中期経営計画とそれに基づく 5 カ年予算を策定しているが、年度ごとの予算については、5 カ年予算を基にした上で、年度進行に伴う状況の変化に対応して、毎年度予算の再編成を行い、それを財務運営の基礎としている。

また、大学設立当初から四日市市の副市長を委員長とする「四日市看護医療大学運営協議会」を設置し、毎年同協議会を開催しており、四日市市からは副市長のほか、教育長、政策推進部長、市立四日市病院事務長等が参加。大学は学長以下、学科長、研究科長、事務局長のほか、学園の理事も参加する中で協議を積み重ねるとともに、市から意見や助言を受けながら適正な財務運営を進めている。

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園全体の過去 5 カ年の収支状況は、下表「学園全体の過去 5 カ年収支状況」のとおり、平成 29（2017）年度以前には、事業活動収支差額（消費収入超過額）が支出超過で推移していたが、原因となっていた支出超過部門の四日市大学の大幅な財務改善施策に取り組んだ結果、平成 30（2018）年度の事業活動収支（基本金組入前）において黒字転換することができた。令和 2（2020）年度、四日市看護医療大学にこれまで築いてきた安定した財政基盤を基礎に、新学科（臨床検査学科）を開設することになった。これにより、令和元年度（開設前年度）から設置経費の支出及び完成年度までの 4 年間における運営費用の支出が大幅に増加することにより一時的に支出超過へと移行している。

四日市看護医療大学においては順調に学生を確保し、国庫補助金の獲得や受託事業を拡大する中で着実に収支黒字を確保し安定した財政基盤を築き上げてきた。

新学科を開設した令和 2(2019)年度以降の 4 年間は学年進行途中にあるため、事業活動収支差額が一時的に悪化することは設置構想段階より予測してきたが、完成年度となる令和 5（2023）年度には好転することを見込んでいる。

開設 2 年目となる令和 3(2021)年度決算においてはほぼ当初計画通りの収支状況とな

## 四日市看護医療大学

ったものの、令和3年5月1日現在の既設学科（看護学科）の収容定員充足率が114%と高い値を示したのに対して新学科（臨床検査学科）は85%と予想以上に低くなってしまった。今後においても、学生確保状況によって収支計画にズレが生じる可能性があることから、既に収入規模に合わせた人件費・経費等の支出を教育への還元を損なわない範囲での抑制することを始めている。

また、収入財源の多様化に向けては、専門の職員を配置した上で、国庫補助金獲得への積極的な取り組みと受託事業収入をはじめとする外部資金獲得に向けた支援体制の強化に努めている。

学園全体の過去5ヵ年収支状況

(千円)

事業活動収支計算書	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収入	4,018,438	4,184,302	4,251,768	4,209,149	4,141,559
経常支出	4,066,134	4,175,891	4,278,267	4,220,426	4,371,460
基本金組入	0	△24,870	△270,651	△18,769	△249
事業活動収入	4,027,220	4,202,119	4,289,267	4,228,907	4,178,053
事業活動支出	4,102,043	4,199,753	4,294,628	4,235,595	4,418,537
事業活動収支差額	△74,823	2,366	△5,361	△6,688	△240,484
経常収支差額	△47,696	8,411	△26,499	△11,277	△229,901

四日市看護医療大学の過去5ヵ年収支状況

(千円)

事業活動収支計算書	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収入	909,523	878,815	886,071	973,174	1,044,399
経常支出	825,728	806,899	852,187	1,042,517	1,083,398
基本金組入	0	△8,649	△275,444	△58,698	△27,322
事業活動収入	913,248	880,917	892,444	981,899	1,047,706
事業活動支出	847,238	811,708	859,103	1,046,153	1,098,295
事業活動収支差額	66,010	69,209	33,341	△64,254	△50,589
経常収支差額	83,795	71,916	33,884	△69,343	△38,999

### ◇エビデンス集 資料編

学校法人暁学園事業計画

学校法人暁学園予算編成について

学校法人暁学園第7次中期経営計画

学校法人暁学園予算書

新学科認可申請時提出事業活動収支予算書

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

新学科が完成年度を迎える令和 5(2023)年度においては大学単体での事業活動収支均衡が見込まれる。次なる課題は、現行の施設設備の更新に備えたさらなる財政基盤強化である。

令和 5(2023)年度より「第 8 次暁学園中期経営計画」を策定することになるが、学生確保を最重要課題として取り組むことは当然のことながら国庫補助金の増額確保に向けた大学内の様々な改革を進めるほか、定員充足率の適正管理にも力点を置き、さらなる収入増加を図る。また、大学運営協議会での第三者からの意見や助言をもとにした支出面における管理強化も行い、より一層の財政基盤強化に努める。

## 5-5 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校会計基準を遵守し、学校法人暁学園経理規程、学校法人資金運用規程等に沿って適切に行っている。会計処理を行うにあたって問題等が生じた場合には、すぐさま監査法人に相談し、事柄によっては私学事業団経営相談室にも相談するなどして、適正な会計処理に努めている。

日々の会計業務は、各部署からの請求を会計担当者と会計課長がチェックし、事務局長決済で執行する流れになるが、本学では、学校法人全体を統括的に管理できる会計システムを導入しており、操作毎に権限を付与した上で伝票データの入力、決済、検索、出力等を行うなど、システム上のチェック機能も強化している。さらには、予算執行の状況を会計課だけでなく、各部署においても個別に確認できるシステムとなっているため、より適切な執行管理を可能にしている。本学が行っているこれらの会計処理のしくみについては、監査法人からも高い評価を得ている。

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人と監事によって行われている。監査法人の監査は、年間 10 日前後で、会計帳簿書類や証憑書類等をもとにして、会計処理の内容、予算執行、組織の運営状況、内部統制の検証など、年度比較も行いながら厳正に調査されており、指摘事項等があった場合には、理事長に報告するとともに、早急な是正対応を行うこととしている。

2 名の監事による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 18 条の定めに基づき、業務及び財務の状況に関するヒアリングを行う形で調査を行っている。また、業

務監査をより円滑に行えるよう、平成 30（2018）年 11 月からは監事 1 名を毎月 1 回開催する常任理事会の構成メンバーに加え、学園運営に関する重要事項の報告を行うほか、重要課題の意思決定にも参加させている。

- ◇エビデンス集 資料編
- 監事による監査報告書
- 学校法人暁学園経理規程
- 内部監査規程

### （3）5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、今後も複数チェックの体制を継続し、不正処理等がないよう常に細心の注意を払い適正処理に努めるほか、今後の時代に合わせた会計処理の電子化も積極的に進める。すでに教職員の出張旅費等申請・精算を Web 上で行う「クラウド経費精算システム」、「給与明細等の Web 化」を導入することで処理の効率化、透明性を大幅に向上させているが、今後は、学生サービス向上のための学費収納代行システム導入など、職員の働き方改革への取り組みともなるさらに新しい時代の会計処理システムの導入に取り組んでいく。

監査については、平成 31（2019）年 4 月に内部監査室を設置し、監査体制を強化した。今後は内部監査室と監事が連携し、これまで以上に円滑かつ厳正な監査を実施することで監事監査の充実を図っていく。

### 【基準 5 の自己評価】

本学及びその設置者である暁学園は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、学校法人の基本規則である「学校法人暁学園寄附行為」や「四日市看護医療大学学則」、「四日市看護医療大学大学院学則」等の組織倫理に関する種々の規程に基づき、適切な運営を行っている。

令和 3（2021）年 2 月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正により、公的研究費不正事案に対してより実効性のある取り組みが求められることとなった。会計処理を適正かつ厳正に執行・管理することは言うまでもなく、規程等の整備やコンプライアンス教育の実施等、不正行為を事前に防止するための取り組みについても進めているところである。

これら厳格な体制を遵守する中、新設学科の入学確保で若干苦戦しているものの、継続して安定的な学生確保ができているとともに、大学の収支についても基本金組入前の当年度収支において毎年プラスが続いている状況にあり、確固たる経営基盤を維持している。

総じて経営・管理と財務において適正な運用がなされていると認識している。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

2018 年 3 月、学校法人暁学園本部から第 7 次中期経営計画（2018-2022）が発表された。計画では、①教育力強化プラン②ネットワーク強化プラン、③募集戦略強化プラン、④教育環境強化プラン、⑤経営基盤強化プランの 5 つの強化プランが規定され、本学もそれぞれの対応が必要となる。

組織としては、大学を運営し中期経営計画を実現していくため、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会を始め、教授会、教育推進・学生支援センター、大学院研究科委員会、事務局などが組織されている。

学部各種委員会は大別して 3 つである。学長を中心とした 6 つの委員会、教授会の下には 10 の委員会、教育推進・学生支援センターの元には事務部門のほか 3 部門、すなわち教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門が置かれ、それぞれの部門が複数の委員会を管轄している。

大学院研究科委員会では、教育効果を上げるために教務担当者会議、自己点検・評価担当者会議、FD 担当者会議、入試担当者会議、研究倫理担当者会議の 5 つの担当者会議を置いて、大学院を担当する教員を適切に配置している。

教員組織では、臨床検査学科は領域を持っていないが、看護学科では 8 領域（基礎看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、老年看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学）に区分しているが、教員間の情報共有を促進するため、助手を含めた全教員を集めた学科会議（教員会議）を各学科で毎月開催することとしている。

内部質保証を担う「自己点検・評価委員会」は教授会の下にある委員会であるが、全ての内容が教授会へ報告されチェックを受ける体制である。教授会は看護学科・臨床検査学科の合同であり、議長は学長であることから、自己点検・評価委員会の内容は直接学長が把握できる仕組みであり、実態的には学長が自己点検・評価委員会の責任者といえる。

また、教授会の内容は所属領域の全教員へ直ちに伝えられるため、様々な学長の意思伝達も速やかに反映されている。

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の方針など、学長の意思伝達は全教員へ素早く浸透しており特段の問題はないと判断しているが、内部質保証という観点からは、教育面での検証は関心が高いが、経営・財務などの側面に対する認識が不足している状況にあるため、全教職員が様々な面から



内部質保証の意識を高められるよう啓発をしていきたい。

◇エビデンス（資料）

学校法人暁学園第7次中期経営計画

四日市看護医療大学組織図

四日市看護医療大学運営委員会規程

四日市看護医療大学教授会規程

四日市看護医療大学自己点検・評価委員会規程

## 6-2 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は平成25（2013）年度から自己点検・評価を強化するため、自己点検・評価委員会が中心となり、教授会や研究科委員会ほか全ての委員会、各看護学専門領域、事務部門の各課及び付属施設の地域研究機構に対して、PDCAサイクルに基づく年次活動報告書の提出を義務付け、更に自己点検・評価報告書を原則3年に1回作成することとし、結果を全教職員に周知し全学的な情報の共有と改善を促す仕組みを確立した。

自己点検評価項目については、認証評価と合わせた形としており、①使命・目的等、②学生、③教育課程、④教員・職員、⑤経営・管理と財務、⑥内部質保証、⑦大学独自の評価としている。

内部質保証の活動を担う自己点検・評価委員会では、結果の分析と次年度への活動に向けての提案書を作成することが大切な役割であり、委員会における活動報告書の分析結果は、速やかに教授会で報告され、学長のチェックを受けている。

また、本学は自治体（四日市市）との公私協力方式で開設した大学であり、開学時の支援のみならず、開学以降も奨学金や実習施設の提供など様々な支援を受けているが、奨学金の原資が四日市市の補助金であることもあり、大学の運営状況等を報告し、意見交換を行う「四日市看護医療大学運営協議会」という場を設けている。四日市市の委員は、副市長、政策推進部長、健康福祉部長、市立四日市病院事務長及び財政課長、大学側は学長（委員長）、両学科長、事務局長及び学園事務長で構成され、毎年必ず開催し、意見交換等を行っている。内容は財務的な運営状況はもとより、大学運営の方針や入学者の状況、就職の状況、留年・退学の状況、教育のあり方など様々な観点でチェックを受ける機能がある。この意味で、「第三者評価機関」という意味合いを有しており、指摘事項等を教育活動の改善・向上に役立てている。

毎年作成する年次活動報告書や3年に1度の自己点検・評価報告書は大学ホームページにて公表しており、認識を共有する仕組みとしている。

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

#### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では IR 課においてデータ分析を学修成果等に結びつける取り組みを試みているところである。

具体的には、入学選抜試験区分において合格者の入学後の成績（GPA）や国家試験合格率、留年・退学率などの傾向を分析し、その結果を入試方法改善に反映させようとしたが、学力入試、推薦入試、奨学生入試、社会人選抜など計7区分の入試において、差はほとんどなく、特色は出現しなかった。

今後も分析方法を工夫し、出席率と成績、留年・退学率、入学試験時の志望順位と成績、留年・退学率など、様々な分析を考え、大学の学生募集の向上や中退率の減少につなげ学生の資質向上に役立てていきたい。

本学は1学年150名定員の小規模大学であるため、IR分析の数値変動の影響が大きく、結果の検証は慎重に行わなければならないが、今後も多くの情報を一元的に管理し、分析を継続していきたいと考えている。

### (3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検は適切に果たされていると考えている。各部署の年次活動報告書及び3年に1度の自己点検・評価報告書の作成は、各業務の振り返りと改善策の立案に有効と考えており今後も継続していきたい。また、第三者チェック機能を有する四日市市との大学運営協議会も継続し、様々な意見を聞きながら市と共により良い大学運営を確立していく。

IRについてはまだまだ進化中であり、職員の技術的トレーニングも不可欠と思われるため、専門的な研修等で知識や技能を高める工夫を行っていくとともに、将来的には必要性に応じ IR 推進委員会（仮称）などを設置し教職員が協働で課題に取り組む体制の整備も検討していきたい。

#### ◇エビデンス（資料）

- 四日市看護医療大学自己点検・評価委員会規程
- 年次活動報告書
- 四日市看護医療大学運営協議会設置要綱
- 入学選抜試験区分による各分析結果

## 6-3 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

#### (2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証のため学修成果の維持・向上が重要と考えられる。本学では、ひとつにシラバスに記載されている評価基準による評価があり、科目担当教員は学期末に実施される試験によって設定した到達目標に学生がどの程度到達しているのかを厳格に査定する仕組みとしている。

また、本学は以下のアセスメントポリシーを定めHPでも公開しており、設定された各項目を意識しながら学修成果を検証している。大学にとって重要な国家試験合格率や就職率も高い水準を維持している。

	入学前・入学直後判定	単位認定・進級判定	卒業時（卒業後）判定
	アドミッションポリシーを満たす人材かどうかの検証	カリキュラム・ポリシーに則り学修が進められているかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
大学全体レベル	入学試験	2,4年次におけるカリキュラムの到達目標ごとの自己評価	卒業時におけるカリキュラムの到達目標ごとの自己評価
	調査書等の記載内容	修得単位数	学位授与数
	入学前教育	進級率	就職率
	PROGテスト	GPA	国家試験の合格率
		休学率	PROGテスト
		退学率	進学率
		学生生活調査	統合実習評価
			研究演習Ⅱ（卒業研究）評価
			模擬試験等の各領域の得点率
		卒業生へのアンケート調査	
授業科目レベル	—	成績（講義・演習・実習）評価 授業評価	

この他、教務委員会が中心となり「授業評価アンケート」を実施しており、全ての授業科目について学生がアンケートに回答し、その結果が教学課で集計され科目担当の教員に知らされる仕組みとなっている。評価や個別の意見に対しては、担当教員が対応策をリフレクションペーパーに記載して教学課へ提出することを義務付けており、学生主体の授業を考える良い機会となっている。なお、この授業評価アンケートの結果は公開しており、学生も教員も確認することができる。

今後も学修効果を上げるために、学生の抱える問題に取り組む体制の強化を図り、課題に関する情報を収集し、PDCAサイクルを回して解決策を見出していく。

### (3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

様々な情報が、縦のライン（領域内）は比較的順調に流れている一方、横のライン（領域間）では流れないことがあるので、現在対策を考え中である。

今年は、ディプロマポリシー検証策のひとつとして、卒業生に対するアンケートと就

職先に対するアンケートを実施しており、大学で身に付けた知識やコミュニケーション能力などがどれだけ職場で役に立っているかを調査し、一方では就職先に対して、本学の卒業生の知識やコミュニケーション能力、接遇などがどの程度できているかを調査しているところであり、結果をこれからの授業等へ反映させる工夫を講じていきたい。

◇エビデンス（資料）

授業評価アンケート

国家試験結果（3年間）

就職の状況（3年間）

PROG テスト

卒業生アンケート

就職先アンケート

**【基準6の自己評価】**

平成24（2012）年度の大学機関別認証評価の指摘「自己点検・評価の結果を全学的に共有するとともに、その結果を教育研究はじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築するよう改善が必要である。」を受けて、同年度以降に指摘事項の改善を図った。

まず、平成25（2013）年度から自己点検・評価の仕組み作りに取りかかり、自己点検・評価委員会から各部門単位の「年次活動報告書」の提出、その報告書に基づく問題点の洗い出し、改善方策の提言などを行うこととした。これについては毎年実施することを決定しており現在に至っている。

次に、指摘事項に基づき大学としての「自己点検・評価報告書」の作成に関しても3年ごとに作成することを決定し、1年ごとの振り返りである年次活動報告書と併せて3年ごとの振り返りを自己点検・評価報告書で行うという効果的な制度が確立されたと考えている。

これら毎年作成する年次活動報告書や3年に1度の自己点検・評価報告書は大学HPにて公表し認識を共有する仕組みとしており、今後も継続して行く。

また、恒常的な内部質保証の取り組みとしては、学生による「授業評価アンケート」があげられる。決められた項目と自由記述欄があり、該当の各領域や各教員へ伝えられ、文書による回答を義務付けた上で結果を公表する仕組みとなっており、授業改善等への有効な手段として今後も継続していく。

さらに、公私協力体制の中、毎年四日市市との「大学運営協議会」を開催し、運営状況の報告とともに、第三者機関としての指摘や助言を受ける機会を設けており、内部質保証の向上に役立っている。そのほか、学園を含めた総合的な大学評価として、平成30年（2018）度に文部科学省による「学校法人運営調査」を受けているが、本学への指導等は良好な結果であった。

令和2（2020）年4月に開設した臨床検査学科において学生確保に苦戦したが、総じて学生の確保や大学の年度収支も良好であり経営基盤が安定し内部質保証も保たれていると認識している。

公私協力体制の中、引き続き四日市市からの指摘等も取り入れながら、より良い大学

運営を継続していく。

#### Ⅳ 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A 地域社会への貢献

##### A-1 四日市市との公私協力体制の整備

###### (1)A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2)A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は四日市市からの要請を背景に、四日市市立四日市高等看護学院の発展的解消とともに、四日市市の公的資金を受けて設置された経緯から、四日市市とは強固な協力体制が整えられている。

まず、四日市市との連携による独自の奨学金制度「四日市看護医療大学育成会奨学金」である。四日市市の補助金を原資とし、卒業後に市内の医療機関において看護職に従事しようとする強い意志を持つ学生に対して授業料相当額を4年間貸与、卒業後5年間市内の所定の医療機関に従事した場合、全額返還免除という制度を持っている。基本的に各学年30名、全体で120名がこの奨学金制度を利用している。現在の授業料は106万円であり4年間で424万円となり、総額は毎年1億2千720万円に至る。

さらに、学生の主たる実習場所として市立四日市病院や四日市市保健所の全面的な協力を得ている。市立四日市病院は救命救急センターを擁する三重県北勢部の最大の高度急性期病院である中、実習のための受け入れ体制として、大学で修得した理論が現場での経験と結びつき、生きた知識として身につくようプログラムが組み立てられており、極めて有意義で貴重な知識の習得と経験を積むことができている。一方、病院からは本学の科目講義への講師派遣など、教鞭においても協力を得ているところである。

オープンキャンパスの際には奨学金の制度を含めた協力体制の概要を受験希望者や保護者に対して、四日市市の幹部職員から公私協力体制について説明する機会が設けられているほか、市立四日市病院では本学学生への就職説明会を独自で開催するなど、特に連携が図られている。

この他、学長をはじめ多数の教員が、四日市市をはじめ県内市町の自治体、三重県の委員会等へ医療・保健に留まらず広範な分野で参画を続けている。

###### (3)A-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成23(2011)年3月に開学後初の卒業生を社会に送り出して以降、育成会奨学生が毎年市立四日市病院へ就職を果たすとともに、三重県立総合医療センターや羽津医療センターなどの地域の中心的医療機関、四日市市や津市、鈴鹿市、松阪市などの自治体への就職を果たしている。今後も多くの優秀な学生が地元で活躍できるよう支援を行うとともに、四日市市の様々な分野における各委員会等に対し本学教員が最大限の協力をしていく。

令和4年度から導入される新カリキュラムにおいては、リベラルアーツ教育の視点も踏まえ「四日市市の暮らしと文化」という科目の配置を計画しており、四日市市の幹部職員を招いて、地元四日市市の市政や文化などをより深く学修する機会を設けていく計画である。

◇エビデンス集 資料編

四日市看護医療大学育成会会則

四日市看護医療大学育成会奨学金貸与規程

**A-2 看護職人材育成・生涯学習の拠点**

A-2-1 訪問看護師養成研修（在宅看護研修）の実施

A-2-2 訪問看護師スキルアップ研修の実施

A-2-3 介護・看護人材育成研修の実施

A-2-4 公開講座等の実施

**(1)A-2の自己判定**

「基準項目 A-2 を満たしている。」

**(2)A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

今後の高齢化社会の進展とともに在宅医療体制の要請が高まりつつある中、在宅医療の推進に欠かすことのできない訪問看護師を確保・養成するため、四日市市と協力し平成23(2011)年度から「訪問看護師養成研修」(平成29年度から「在宅看護研修」へ改称)を実施、平成26(2014)年度からは「訪問看護師スキルアップ研修」を実施している。更に、平成28(2016)年度からは介護現場における看護職等を育成する「介護・看護人材育成研修」を実施している。

また、公開講座等の開催による地域社会への生涯学習機会の拡大を図り、看護・医療の知識等の知的財産を社会に開放し、複雑・多様化した時代にふさわしい教育プログラムを発信している。

**(3)A-2の改善・向上方策(将来計画)**

今後も更に進展が続く高齢化社会で、最期を自宅で迎えたいという希望者が増加するとともに家族を自宅で看取りたいという考え方が広がるなど、在宅医療体制の充実がますます求められる中、在宅医療に対応できる看護師や臨床検査技師等の医療職の養成が不可欠であることから、今後も時代のニーズにあった医療に対応できる医療職の確保・養成の一翼を担っていく。

公開講座等については、今後も知的財産を社会へ開放するという観点に立ち、社会のニーズに合った内容を実施していく。

◇エビデンス集 資料編

訪問看護養成研修（在宅看護研修）実施実績（3年間）

訪問看護師スキルアップ研修実施実績（3年間）

介護・看護人材育成研修実施実績（3年間）

公開講座等実施一覧（3年間）

A-3 人的資源の提供

A-3-1 大学が持つ人的資源の地域社会への提供

(1)A-3の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2)A-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学の人的資源を地域に還元することは、開学の経緯からも当然の責務であると考えている。

本学では、四日市市をはじめ近隣自治体および三重県等の行政機関からの各種委員会委員等への就任要請に応じた協力を最大限行っている。

四日市市に関連する就任状況は以下に示す通りである。委員就任や啓発事業への参画などがあるが、資料以外にも、四日市市教育委員への就任や四日市市消防団での活動、JICA（独立行政法人国際協力機構）の国際緊急援助隊への登録、地域への防災啓発講座の実施、小中学校への講師派遣など様々な関わりを続けている。

その他、コロナ禍において、看護師資格を有する教員が自治体（四日市市や菰野町）の実施するワクチン集団接種会場への支援を行ったり、保健師資格を有する教員が自治体（三重県）の実施するコロナ感染症への相談窓口の支援を行った。また、大学をワクチン集団接種会場として提供することや四日市市が実施するがん検診などの各種集団検診会場として提供するなどの協力を行ってきた。

さらに、サークル活動の中で障害者施設へのボランティア活動を行ったり、地元民間企業と協力し大学周辺の清掃ボランティアに参加するなど、多くの機会を捉えて人的資源の提供を積極的に行っている。

<各種委員会等への就任（四日市市）>

令和元（2019）年度

	事業名	実施内容	部名
1	四日市市男女共同参画審議会委員	男女共同参画の推進に関する施策を調査、評価及び審議を行う委員を日比千恵准教授が担当。	市民文化部
2	四日市競輪検証委員会	丸山学長が委員長を担当。競輪事業の経営について検証評価を行い市長へ提言等を行う。	商工農水部

四日市看護医療大学

3	四日市市新合理化事業 計画検証検討委員会	新合理化事業計画についての検証・評価を行う委員会に地域政策研究センターの竹下譲が担当。	環境部
4	四日市市環境保全 審議会委員	環境保全及び創造に関する基本的な事項を審議するための委員会に名誉学長の河野啓子が担当。	環境部
5	都市計画審議会	丸山学長が会長を担当。都市計画決定手続きに関わる審議を行う。	都市整備部
6	四日市市建築審査会	丸山学長が会長を担当。建築基準法に基づく許可に対する同意や審査請求に対する裁決等を行う。	都市整備部
7	四日市市開発審査会	公衆衛生部門の委員として伊藤薫准教授が担当。	都市整備部
8	四日市市営住宅 入居者選考委員会	市営住宅の入居者の選考又は選定に関する事項を審議する委員長に藤本和弘教授が就任。	都市整備部
9	地域医療支援委員会	業務の遂行状況を審議するための委員会。学識経験者として豊島泰子教授が就任。	市立四日市 病院
10	市立四日市病院 倫理委員会	診療行為及び医学の研究について、倫理的配慮の検証を行う委員会に別所史子准教授が就任。	市立四日市 病院
11	市立四日市病院 治験審査委員会	治験の実施についての諮問機関として委員会を設置。外部委員として別所史子准教授が就任。	市立四日市 病院
12	看護研究の講義及び 指導	看護研究を行うために大学から推薦された教員が講師として講義・指導を行う。	市立四日市 病院
13	市立四日市病院 臨床研修管理委員会	卒後臨床研修の円滑な実施を図るため設置され、水野正延副学長が参画。	市立四日市 病院
14	がん検診啓発活動事業	宮崎徳子教授と学生が様々な団体と協力しがん検診の受診啓発を企画・運営。	健康福祉部
15	働く世代の 健康づくり支援事業	働く世代の生活習慣病予防等のネットワーク構築についての協議に河野啓子名誉学長が就任。	健康福祉部
16	四日市市 食育推進会議	食育の推進のための必要な取り組みについての協議する場に別所史子准教授が就任。	健康福祉部
17	四日市市国民健康保険 運営協議会	豊島泰子教授が委員として参画。国民健康保険事業にかかる重要事項について審議を行う。	健康福祉部
18	四日市市地域保健 運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項について学識経験者として豊島泰子教授が審議に参加。	健康福祉部
19	こころの健康づくり 講演会	こころの健康や病気について正しい知識の普及啓発を行うボランティアとして協力。	健康福祉部
20	エイズの予防啓発	若い世代に対する啓発を行うため、複数名がボランティアとして協力。	健康福祉部
21	訪問看護師養成事業	潜在看護師等が訪問看護に必要な知識・技術を修得することを目的に講義を実施。	健康福祉部



四日市看護医療大学

22	訪問看護支援事業 (スキルアップ研修)	市内訪問看護師のスキルアップを目的に四日市看護医療大学が受託し研修会を実施。	健康福祉部
23	四日市市安心の地域医療検討委員会	地域医療推進のため医療、福祉関係者、市民等からなる場を設置。水野副学長が会長職を担当。	健康福祉部
24	在宅医療啓発活動補助事業審査会	在宅医療に関する市民企画の事業の適切性の審査を行う。畑中純子教授が委員長を担当。	健康福祉部
25	介護・看護人材育成事業 (看護職研修)	介護現場等に働く看護職員への技術アップや意欲向上のための研修を実施。	健康福祉部
26	四日市市総合計画策定分野別検討委員会	「健康・医療・福祉・人権」分野の検討委員会へのアドバイザーとして伊藤薫准教授が就任。	政策推進部

令和2(2020)年度

	事業名	実施内容	部名
1	四日市市男女共同参画審議会委員	男女共同参画の推進に関する施策を調査、評価及び審議を行う委員を日比千恵准教授が担当。	市民文化部
2	四日市市競輪検証委員会	丸山学長が委員長を担当。競輪事業の経営について検証評価を行い市長へ提言等を行う。	商工農水部
3	四日市市新合理化事業計画検証検討委員会	新合理化事業計画についての検証・評価を行う委員会に地域政策研究センターの竹下譲が担当。	環境部
4	四日市市環境保全審議会委員	環境保全及び創造に関する基本的な事項を審議するための委員会に河野啓子名誉学長が担当。	環境部
5	都市計画審議会	丸山学長が会長を担当。都市計画決定手続きに関わる審議を行う。	都市整備部
6	四日市市建築審査会	丸山学長が会長を担当。建築基準法に基づく許可に対する同意や審査請求に対する裁決等を行う。	都市整備部
7	四日市市開発審査会	公衆衛生部門の委員として後藤由紀准教授が担当。	都市整備部
8	四日市市営住宅入居者選考委員会	市営住宅の入居者の選考又は選定に関する事項を審議する委員長に藤本和弘教授が就任。	都市整備部
9	地域医療支援委員会	業務の遂行状況を審議するための委員会。学識経験者として豊島泰子教授が就任。	市立四日市病院
10	市立四日市病院倫理委員会	診療行為及び医学の研究について、倫理的配慮の検証を行う委員会に別所史子准教授が就任。	市立四日市病院
11	市立四日市病院治験審査委員会	治験の実施についての諮問機関として委員会を設置。外部委員として別所史子准教授が就任。	市立四日市病院
12	看護研究の講義及び指導	看護研究を行うために大学から推薦された教員が講師として講義・指導を行う。	市立四日市病院

四日市看護医療大学

13	市立四日市病院 臨床研修管理委員会	卒後臨床研修の円滑な実施を図るため設置され、水野正延副学長が参画。	市立四日市病院
14	がん検診啓発活動事業	宮崎徳子教授と学生が様々な団体と協力しがん検診の受診啓発を企画・運営。	健康福祉部
15	働く世代の健康づくり支援事業	働く世代の生活習慣病予防等のネットワーク構築について協議する場に河野啓子名誉学長が就任。	健康福祉部
16	四日市市食育推進会議	食育の推進のための必要な取り組みについての協議する場に別所史子准教授が就任。	健康福祉部
17	四日市市国民健康保険運営協議会	水野正延副学長が委員として参画。国民健康保険事業にかかる重要事項について審議を行う。	健康福祉部
18	四日市市地域保健運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項について学識経験者として伊藤薫准教授が審議に参加。	健康福祉部
19	こころの健康づくり講演会	こころの健康や病気について正しい知識の普及啓発を行うボランティアとして宮崎徳子が協力。	健康福祉部
20	エイズの予防啓発	若い世代に対する啓発を行うため、複数名がボランティアとして協力。	健康福祉部
21	訪問看護師養成事業	潜在看護師等が訪問看護に必要な知識・技術を修得することを目的に講義を実施。	健康福祉部
22	訪問看護支援事業 (スキルアップ研修)	市内訪問看護師のスキルアップを目的に四日市看護医療大学が受託し研修会を実施。	健康福祉部
23	四日市市安心の地域医療検討委員会	地域医療推進のため医療、福祉関係者、市民等からなる場を設置。水野正延副学長が会長職を担当。	健康福祉部
24	在宅医療啓発活動補助事業審査会	在宅医療に関する市民企画の事業の適切性の審査を行う。伊藤薫准教授が委員長を担当。	健康福祉部
25	介護・看護人材育成事業 (看護職研修)	介護現場等に働く看護職員への技術アップや意欲向上のための研修を実施。	健康福祉部
26	四日市市下水道事業運営委員会	下水道事業の運営・経営に関して調査審議することを目的にした委員会にて東川薫教授が就任。	政策推進部

令和3(2021)年度

	事業名	実施内容	部名
1	四日市市男女共同参画審議会委員	男女共同参画の推進に関する施策を調査、評価及び審議を行う委員を日比千恵准教授が担当。	市民文化部
2	四日市競輪検証委員会	丸山教授が委員長を担当。競輪事業の経営について検証評価を行い市長へ提言等を行う。	商工農水部
3	四日市市新合理化事業計画検証検討委員会	新合理化事業計画についての検証・評価を行う委員会に地域政策研究センターの竹下譲が担当。	環境部

四日市看護医療大学

4	四日市市環境保全 審議会委員	環境保全及び創造に関する基本的な事項を審議するための委員会に河野啓子名誉学長が担当。	環境部
5	都市計画審議会	丸山教授が会長を担当。都市計画決定手続きに関わる審議を行う。	都市整備部
6	四日市市建築審査会	丸山教授が会長を担当。建築基準法に基づく許可に対する同意や審査請求に対する裁決等を行う。	都市整備部
7	四日市市開発審査会	公衆衛生部門の委員として後藤由紀准教授が担当。	都市整備部
8	四日市市営住宅 入居者選考委員会	市営住宅の入居者の選考又は選定に関する事項を審議する委員長に藤本和弘教授が就任。	都市整備部
9	地域医療支援委員会	業務の遂行状況を審議するための委員会。学識経験者として柿原加代子教授が就任。	市立四日市 病院
10	市立四日市病院 倫理委員会	診療行為及び医学の研究について、倫理的配慮の検証を行う委員会に別所史子准教授が就任。	市立四日市 病院
11	市立四日市病院 治験審査委員会	治験の実施についての諮問機関として委員会を設置。外部委員として別所史子准教授が就任。	市立四日市 病院
12	看護研究の講義及び 指導	看護研究を行うために大学から推薦された教員が講師として講義・指導を行う。	市立四日市 病院
13	市立四日市病院 臨床研修管理委員会	卒後臨床研修の円滑な実施を図るため設置され、豊田妙子教授が参画。	市立四日市 病院
14	がん検診啓発活動事業	宮崎徳子教授と学生が様々な団体と協力しがん検診の受診啓発を企画・運営。	健康福祉部
15	働く世代の 健康づくり支援事業	働く世代の生活習慣病予防等のネットワーク構築についての協議に河野啓子名誉学長が就任。	健康福祉部
16	四日市市 食育推進会議	食育の推進のための必要な取り組みについての協議する場に別所史子准教授が就任。	健康福祉部
17	四日市市国民健康保険 運営協議会	柿原教授が委員として参画。国民健康保険事業にかかる重要事項について審議を行う。	健康福祉部
18	四日市市地域保健 運営協議会	地域保健及び保健所の運営に関する事項について学識経験者として柴田英治学長が参加。	健康福祉部
19	こころの健康づくり 講演会	こころの健康や病気について正しい知識の普及啓発を行うボランティアとして宮崎徳子が協力。	健康福祉部
20	エイズの子防啓発	若い世代に対する啓発を行うため、複数名がボランティアとして協力。	健康福祉部
21	四日市市 長寿社会づくり懇話会	高齢化社会に関する取組について協議する場に豊田妙子教授が委員長として参画。	健康福祉部
22	訪問看護師養成事業	潜在看護師等が訪問看護に必要な知識・技術を修得することを目的に講義を実施。	健康福祉部

## 四日市看護医療大学

23	訪問看護支援事業 (スキルアップ研修)	市内訪問看護師のスキルアップを目的に四日市看護医療大学が受託し研修会を実施。	健康福祉部
24	四日市市安心の地域医療 療検討委員会	地域医療推進のため医療、福祉関係者、市民等からなる場を設置。柴田学長が会長職を担当。	健康福祉部
25	在宅医療啓発活動 補助事業審査会	在宅医療に関する市民企画の事業の適切性の審査を行う。多次淳一郎講師が委員長を担当。	健康福祉部
26	介護・看護人材育成事業 (看護職研修)	介護現場等に働く看護職員への技術アップや意欲向上のための研修を実施。	健康福祉部
27	四日市市下水道事業 運営委員会	下水道事業の運営・経営に関して調査審議することを目的にした委員会で東川薫教授が就任。	政策推進部

### (2)A-3 の改善・向上方策(将来計画)

大学と地域社会との連携を維持し強化していくため、地域社会が大学に求めていることを十分認識し、単なる専門教育を行う場に留まらず、地域社会において不可欠な存在となるよう自治体とも連携を深めながら更に相互協力を進めていく。

#### 〔基準 A の自己評価〕

公私協力体制にて設置された大学であるという認識は浸透しており、全ての教職員が自治体と協力しようとする意識を高く持ち、それぞれ持つ知識や能力を地域貢献という形で社会へ還元していこうとする認識は十分高いと判断している。

四日市市から育成会奨学金（補助金）制度をはじめ、実習施設の提供、講師の派遣等を受ける一方、本学から看護の人材育成や生涯学習、各種委員就任に基づく学識経験の提供等を行うという相互協力体制も良好な形で継続している。

今後も大学が地域発展のため不可欠な存在であると自治体や地域住民の方々から評価されるよう、今後も地域や地元自治体との連携を深める中で、地域貢献のより良いあり方を探求しながらその役割を果たしていく。

V 特記事項

自治体への公務員輩出率

本学は「公私協力方式」で四日市市の支援を受け設立された大学であり、地域社会への貢献を重要視していることから、より地域貢献度が高いと考えられる市立四日市病院をはじめとする公務員就職率を高水準で維持していることが特徴であり、今後も続けていきたい。

具体的には、就職者の40%を水準に公務員として地域社会へ輩出していくことを意識しており、その水準は達成されていると判断している。

公務員就職数及び就職率（直近5年間）

卒業年月	就職者数	公務員数	割合%	備考
2017.3	109	47	43.1	市立四日市病院、一宮市立市民病院、半田市立半田病院、松阪市民病院、津市、松阪市ほか
2018.3	100	47	47.0	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、市立伊勢総合病院、一宮市、飛島村ほか
2019.3	103	44	42.7	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、小牧市民病院、津市、朝日町ほか
2020.3	118	53	44.9	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、公立陶生病院、松阪市民病院、三重県、菰野町ほか
2021.3	110	51	46.3	市立四日市病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院、稲沢市民病院、四日市市、津市、川越町ほか
計	540	242	44.8	